

大学生の法的リスクマネジメント

——ハラスメントなど大学生活で出会う

法的リスク対策として——

赤 堀 勝 彦

目 次

- I. はじめに
- II. 契約上のリスクと対策
 - 1. 契約上のリスク
 - 2. 契約上のリスク対策
- III. 悪質商法の被害と対策
 - 1. 悪質商法の被害
 - 2. 悪質商法の被害対策
- IV. カルト勧誘のリスクと対策
 - 1. カルト勧誘のリスク
 - 2. カルト勧誘のリスク対策
- V. ネット炎上のリスクと対策
 - 1. ネット炎上のリスク
 - 2. ネット炎上に関する意識調査結果
 - 3. ネット炎上のリスク対策
- VI. ハラスメントのリスクと対策
 - 1. ハラスメントのリスク
 - 2. ハラスメントの二次被害
 - 3. ハラスメントのリスク対策
- VII. メンタルヘルスのリスクと対策
 - 1. メンタルヘルスの目的
 - 2. メンタルヘルスの不調

3. 学生生活とストレス

4. 巻き込まれやすいメンタルヘルスのリスクと対策

VIII. おわりに

1. はじめに

大学生活で出会うリスクには様々な種類がある。主なものとして①契約上のリスク、②詐欺や悪質商法の被害、③カルト勧誘のリスク、④インターネット（以下、「ネット」という。）炎上、⑤ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、⑥メンタルヘルスのリスク（不安抑うつ、ひきこもり、薬物乱用¹⁾等）、⑦身体的健康リスク（感染症、生活習慣病、飲酒・喫煙、交通事故等）が挙げられる。以上のように大学生活には様々なリスクがあるが、それぞれのリスクを事前に知っていれば、その予防策を講じることが可能となる。

すなわち、大学生のリスクマネジメントとは、上述したような各種リスクに対して的確な対策を講じることを行う。また、自分1人で対策を講じて難しい場合には友人、親、教員等だけでなく、大学内の学生相談室、学外の相談機関等に相談することも重要である²⁾。

本稿では、特に大学生のリスクの代表的なものとして、契約上のリスク、悪質商法による金銭被害、カルト勧誘のリスク、ネット炎上のリスク、ハラスメントのリスクおよびメンタルヘルスのリスクとそれぞれの対策を取り上げて考察することとする。なお、本稿は『実践危機管理』第32号³⁾に掲載した論文をもとにその後の動向等を踏まえて、さらに内容

1) 薬物乱用は、メンタルヘルスとともに身体的健康にもかかわるリスクである。

2) 赤堀勝彦編著『ベーシック リスクと保険用語辞典』36頁（金融ブックス、2015年）。

3) 赤堀勝彦「大学生のリスクマネジメント—悪質商法、カルト勧誘、ネット炎上、ハラスメント等のリスク対策として」『実践危機管理』第32号

を発展させたものである。

II. 契約上のリスクと対策

1. 契約上のリスク

大学生は、一般社会人と比較して販売や購入に関する相談件数のうち、通信販売の比率が著しく高く、特にネットや携帯電話による契約の被害が多くなっている。

ネットや携帯電話の被害については、男女ともアダルト情報サイトや出会い系サイトでの被害、オンラインゲームなどデジタルコンテンツでの被害が多く、また、ネット接続回線や携帯電話サービスそのものの苦情も少なくない。さらに、賃貸アパート・マンションにおいて退去時に多額のリフォーム代を請求されて敷金がほとんど返還されなかったなど、原状回復義務⁴⁾を中心とした入居時の契約内容などのトラブルがある。その他、フリーローンや消費者金融などを利用した際の苦情や美容エステ、就職活動に関連したリクルート講座、自己啓発講座などのトラブルも増えている⁵⁾。

10～16頁（ソーシャル・リスクマネジメント学会、2017年）。

4) 原状回復に関する訴訟の多くは賃貸人が負担すべき修繕箇所を「契約書や特約」にて賃借人に負担させる内容を記載し請求した事例が多くあり、裁判所では「原状回復の意味」を明確にしている。すなわち、特約では、「賃借人は賃貸人に対し、契約終了と同時に本物件を現（原）状に回復して（ただし、賃貸人の計算に基づく賠償金をもって回復に替えることができる）、明け渡さなければならない」という記載において、裁判所は、「本件特約における原状回復という文言は、賃借人の故意、過失による建物の毀損や通常でない使用方法による劣化等についてのみの回復を義務付けたとするのが相当である。賃借人は通常の使い方によって使用するとともに、善良な管理者の注意義務をもって物件を管理し、明け渡した場合は使用に必然的に伴う汚損、損耗は本件特約にいう原状回復の対象にはならないとする。」と判決した（東京地判平成6年7月1日）、国土交通省住宅局「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（再改定版）61頁（2011年）。
<http://www.mlit.go.jp/common/000991394.pdf>（2016年9月10日閲覧）。

2. 契約上のリスク対策

契約とは、人と人との約束である。当事者同士の合意があればよいので、口約束でも契約は成立してしまう。そして、多くの場合、契約書の作成によって契約内容とその成立を明確にし、リスク発生を防いでいる。したがって、契約するときは、まず契約書を丹念に読み、納得できるかどうかを確認するなど慎重に進め、その場で決めないことが重要である。

また、特定商取引法⁶⁾に該当する販売方法の契約について、一定期間に限り、書面での通知で申し込みや契約の解除・撤回ができる「クーリング・オフ」⁷⁾制度も利用することができる。なお、相手が悪徳業者であった場合に備えてクーリング・オフの通知は内容証明（配達証明付）で証拠を残しておくことが重要である。

III. 悪質商法の被害と対策

1. 悪質商法の被害

悪質商法とは、一般的には、①取引上のおそやごまかしの程度から取引上のおそやごまかしが常識を逸脱して詐欺に近いもの、②違法性の高い販売方法、弱者を守るために各種の法的な取引ルールが定められているが、これらのルールに対する違法行為を組織的に反復して行っているもの、といったような販売方法を言う。

5) 日本FP協会『学生生活マネー&キャリアお役立ちハンドブック!』（改訂）18頁（2015年）。

6) 特定商取引法では、事業者の不適正な勧誘・取引を取り締まるための「行為規制」やトラブル防止・解決のための「民事ルール」（クーリング・オフ等）を定めている。

7) クーリング・オフとは、申込みまたは契約後に法律で定められた書面を受け取ってから一定の期間、消費者が冷静に再考して、無条件で解約することである。一定の期間とは、訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供・訪問購入においては8日間、連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引においては20日間である。通信販売には、クーリング・オフに関する規定はない。

国民生活センターの調べでは、近年、振り込め詐欺に巻き込まれたり、悪質な業者による訪問販売や通信販売、マルチ商法など悪質商法による消費者被害の相談件数が多く寄せられている⁸⁾。そして、一般的に、学生は悪質商法に非常に騙されやすいとされている。

特に、大学生が関わりやすいとされる悪質商法の種類と概要を示すこととする(表1)。

2. 悪質商法の被害対策

詐欺や悪質商法には、流行り廃りがあり、個々に論じるよりも、まず、どのような心理的な影響力を悪用してくるのか、そしてその対策という観点から考えておく⁹⁾ほうが有効な場合もある。すなわち、事前の対策としては、悪徳商法、詐欺やマインド・コントロールに見られる心理操作の仕掛けについて、できる限りマスターしていくことである。例えば、だましを仕掛けてくる人の話が、現実的にありうるかどうか、矛盾していないかどうか、こうした批判的な思考(クリティカル・シンキング)を¹⁰⁾行い、勇気をもって相手にものを言う訓練を繰り返すことが大切と考え

8) 全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に寄せられた相談件数の最近5年間の年度推移は、2012年度：861,359件、2013年度：940,280件、2014年度：960,554件、2015年度：929,865件、2016年度：889,103件となっている(国民生活センター「販売購入形態別の年度別推移及び相談全体に占める割合」2017年7月28日更新)。http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/mutenpo.html(2017年9月5日閲覧)。

9) 西田公昭「詐欺や悪質商法そしてカルト勧誘のリスク」吉川肇子=杉浦淳吉=西田公昭編『大学生のリスク・マネジメント』35頁(ナカニシヤ出版、2013年)。

10) 例えば、悪質業者が電話をかけてきて、いきなり弾丸のようにしゃべり続けて何も言わせてもらえないような場合に対しては、「いりません」とはっきり言って、電話を切るとか、わずかな金額でも、理不尽な内容なら面倒がらずにクレームをつけたりするのも大切な態度である(西田公昭『だましの手口：知らないと損する心の手口』278~281頁(PHP研究所、2009年))。

表1 悪質商法の種類と概要

種類	概要
架空請求詐欺	身に覚えのない情報料などを請求してくる。「民事裁判通告書」と書かれたハガキや架空の事実を記載した文書が届くケースとか公的機関や法律事務所などを語るケースもある
ワンクリック詐欺	メールにあるリンクをクリックすると、会員として登録され、不当な料金を請求される。無料サイトをうたっているが、料金を請求される場合もある
フィッシング詐欺	金融機関やオンラインショップを語ったメールで、個人情報、クレジットカード番号、パスワードを返信させるなどして、お金をだまし取る手口である
ネットオークション詐欺	競り落とした代金を振り込んだのに、商品が届かず、連絡も取れなくなるもので、相手方に匿名性があるので、詐欺と分かりにくいのが特徴である
マルチ商法	会員を増やすことを目的とし、会員を増やせば儲かるなどと言われるが、加入者を増やせず商品の在庫を抱えてしまったり、商品購入にローンを組まされる場合もある
資格商法	電話をかけてきて、誇大なセールストークで、行政書士、電気主任技術者、宅地建物取引士などの資格取得のための講座の受講や教材の購入契約させる商法である。曖昧な返事をしていたら、後日受講代金を請求されたり、取り消そうと思っても応じてくれないなどの例がある
キャッチセールス	街角で呼び止め、喫茶店や事務所で契約を強要する手口である
アポイントメントセールス	抽選に当たったなどと言って呼び出し、商品を契約させる手口である
ネガティブオプション（送り付け商法）	契約していないのに商品を一方的に送り付け、その代金を請求してくる手口である。最近では、その場で商品と引き換えに代金を支払う「代金引換郵便」を悪用した手口もある
デート商法 ^(注)	出会い系サイトやメールを使い、恋愛感情を抱かせて商品を購入させる手口である

注：内閣府消費者委員会の専門調査会は、2017年8月4日、恋愛感情につけ込んで高額商品の購入を迫る「デート商法」や、就職活動をする学生の不安を過度にあおって高額な講座を受講させる商法など、「合理的な判断ができない状況」で結んだ契約を取り消せる規定を消費者契約法に設ける必要があるとの報告書を取りまとめた。就職活動をする学生の不安を過度にあおって高額な講座を受講させるなど、こうした商法を巡るトラブルの相談が後を絶たないことを重視した。報告書は今後消費者委の本会議に提出し、答申を受け、消費者庁は2018年以降に同法改正案を国会へ提出する見通しである。

国民生活センターによると、デート商法を巡る相談は2017年3月までの過去5年で2,281件とのことである（日本経済新聞（朝刊）2017年8月5日）。

出所：日本FP協会『学生生活マネー&キャリアお役立ちハンドブック！』（改訂）21頁（2015年）等をもとに作成（筆者一部修正）。

る。

また、どのような選択が果たして私たちにとって満足のいくべきものなのかなど、よりよい選択を目指して、日頃から選択スキルの向上を図ることも重要である。¹¹⁾

さらに、詐欺や悪質商法のトラブルに対処するには、以下のことに注意する必要がある。

- ① 日頃から、むやみに住所・氏名・電話番号・メールアドレスを安易に教えないようにすること（学外で実施されている「アンケート調査」などにも注意する。アンケート等から、氏名や連絡先など個人情報が営業行為に利用されるケースもある。）
- ② 強引に契約を迫る業者には警戒し、断るときは毅然とした態度で断ること（曖昧な表現をすれば、承諾したものと業者に都合のよい解釈をされる。）
- ③ 自分一人で判断せずに周りの人に相談すること。また、その場の雰囲気流されないようにすること
- ④ 知人・友人であっても、「甘い誘い」「おいしい話」には、絶対に乗らないようにすること（必ず落とし穴がある。）

11) 選択スキルの向上に向けて、次の4点が挙げられている（Greenfield K., *The Myth of Choice*, 2011（高橋洋訳『〈選択〉の神話—自由の国アメリカの不自由』280～291頁（紀伊國屋書店、2012年））。

- ① 状況や環境の力、つまり選択がなされる文脈について十分に認識しておくこと
- ② 自分の判断の限界と不合理性に気づくこと
- ③ 自分の習慣に注意を払うこと
- ④ 文化の影響に対する気づきを育むこと

以上の4点が挙げられているが、これをすべて実践しようとしても効果がすぐに現れるということはない。自分の行動スタイルを劇的に変えるような手法こそ、注意すべきである。大学に入学してから購入を勧められたものはどのようなものがあるか、またそれはどのような方法で勧められたのかなど、考えてみる必要があると思う（杉浦淳吉「考える消費者になろう」前掲注9）27頁）。

⑤ 日頃から、情報を得て、知識を深めておくこと

以上のほかに、消費者庁が悪質商法などから身を守るために以下のよ
うな法律・制度を挙げているので参考にしたい。

表2 悪質商法などから身を守るための法律・制度

悪質商法などから身を守るための法律・制度	法律名
悪質商法などから消費者を守る法律（クーリング・オフなど）	特定商取引法
うその表示や誤解を招く不当な表示を規制する法律	不当景品類及び不当表示防止法
不当な勧誘行為や契約から消費者を守る法律	消費者契約法
不当な勧誘行為の差止請求や被害回復に関する制度	消費者団体訴訟制度（差止請求） 消費者団体訴訟制度（被害回復）

出所：消費者庁ホームページ。http://www.caa.go.jp/consumers/protect/（2016年9月10日閲覧）。

IV. カルト勧誘のリスクと対策

1. カルト勧誘のリスク

カルト（cult）とは、何らかの強固な信念（思想）を共有し、その信念に基づいた行動を熱狂的に実践するように組織化された集団のことを言う。しかし、カルトと呼ばれる組織の中には、その活動を危険視し、警戒すべきいくつかの特徴を持つ組織化された反社会的な集団が、外国のみならず日本にも数知れず存在する。そのような組織は「破壊的カルト」¹²⁾（destructive cult）と呼ばれている。

また、日本脱カルト教会（JSCPR: The Japan Society for Cult Prevention and Recovery）¹³⁾によれば、カルトについて「カルトは人権侵害の組

12) 西田公昭『マインド・コントロールとは何か』12～13頁（紀伊国屋書店、1995年）。

13) 日本脱カルト教会とは、1995年11月に設立され、心理学者、聖職者、臨床心理士、弁護士、精神科医、宗教社会学者、カウンセラー、そして「議論ある団体」の元メンバーや家族等のメンバーから構成されているネットワークである。本会は相談機関ではなく、破壊的カルトの諸問題、カルト

織であり、組織に依存させて活動させるために、個人の自由を極端に制限する。つまり、全体主義的集団である。そして、①各メンバーの私生活を剥奪して、②集団活動に埋没させる。そして、③メンバーからの批判はもちろんのこと外部からの批判も封鎖し、④組織やリーダーへの絶対服従を強いるといった特徴がみられるが、これらの特徴は表面的には隠されているので、集団の外部から見ても区別がつかないことが普通である。カルトは、こうした人権侵害の正体を隠すためにマインド・コントロールを用いることが多い」と述べている。

カルトの勧誘は、キャンパス内で声をかけられることに始まる場合が今も昔も変わらず多い¹⁴⁾。

全国大学生生活協同組合連合会発行の学生生活実態調査報告書「CAMPUS LIFE DATA 2013」によれば、「大学入学後に遭遇したトラブル」の1位が「宗教団体からのしつこい勧誘」（回答者の4.6%。単純計算で全国の大学生の約13万人に当たる）だった¹⁵⁾という。

カルト団体は、本来の目的を隠し、サークル活動やセミナーなどを装っ¹⁶⁾

に関わる個人および家族へのカウンセリング経験についての交流およびカルト予防策や社会復帰策等の研究を行い、その成果を発展・普及させることを目的としている（日本脱カルト教会ホームページ参照）。

<http://www.jsocr.org/qanda>（2016年9月10日閲覧）。

14) 西田・前掲注9) 44頁。

15) 三菱総合研究所＝全国大学生生活協同組合連合会＝全国大学生協共済生活協同組合連合会『大学生が狙われる50の危険』15頁（青春出版社、2014年）。

16) 問題視される集団が主導するサークル活動の勧誘には、大きく2つの特徴が挙げられる。第1に、当該の集団またはその母体となる集団についての情報提供が不十分なまま、勧誘が行われるということである。集団の名称や活動内容、提供されるセミナーなどの中身が事前に詳しく知らされない点、また、名称を名乗る場合においても、表向きの活動についての趣旨説明に終始し、母体となる集団の情報が正確に知らされない点である。第2に、心情に訴えかける手法による段階的な勧誘が行われるということである。例えば、連絡先の交換やメーリングリスト等の加入を皮切りに、歓迎会やスポーツ活動等の参加によって先輩たちとの信頼関係を構築する。

て学生をしつこく勧誘し、巧妙に悪質な活動に誘導する。多くの場合、カルト団体は学生を勧誘する時、正体を偽って近づく。例えば、ヨガ教室¹⁷⁾、呼吸法、自己啓発セミナー、ボランティア、国際交流などのサークル活動やコンサートなどを隠れ蓑にする。勧誘者は一般的に優しく親切で、非常に親身にあらゆる相談に応じてくれる。その勧誘の手口は巧妙で、カルトには絶対だまされないと考えていても知らず知らずのうちに引きずり込まれてしまうことが多い。ひとたび入会すれば脱会することは容易ではなく、学業や課外活動に支障が生じるだけでなく、将来にわたって精神的・身体的・経済的に深刻な被害を受ける恐れがある。カルトはネットや携帯電話サイトも活用し、学生たちへの浸透を図っている。カルト団体から定期的な連絡や情報交換もメールを通じて行われることが多く、周りの人が気づかないうちに入会し、気づいた時には手遅れになってしまうということである。

2. カルト勧誘のリスク対策

カルトの勧誘の特徴を抽出すると、①自分の生き方の問題、②社会問題に対する関心、③人間関係の悩みなど、学生の誰もが持っている悩み

そして次第に主催する行事へと誘う方法が取られる。勧誘に応じるハードルの一つ一つは高いものではないのだが、相手を傷つけまいとして「断る」ことを良しとしない学生にとっては、一連の勧誘を断ることは難しいものとなる（太刀掛俊之「カルト予防と学生支援—大阪大学の事例から—」『大学と学生』55頁（日本学生支援機構、2010年9月））。

http://www.jasso.go.jp/gakusei/archive/.../daigaku559_10.pdf（2016年9月10日閲覧）。

- 17) 大量殺人を行ったオウム真理教でさえも、最初の頃はただのヨガのサークルだった。すなわち、1984年に麻原彰晃が東京・世田谷で立ち上げたのは、オウムの会というヨガのサークルだった。そこに集った者は、多くがヨガの修行を通じて健康を維持したい、あるいは回復したいというものだった。地下鉄サリン事件当時、オウム真理教の信者は、出家、在家の総計で1万人を超えている。入信の動機は様々である。

や関心をきっかけに新規メンバーの加入へと繋がるケースが少なくない¹⁸⁾ということである。

大学のカルト対策とは、キャンパス内外において学生に正体を隠して近づき、ダミーサークルや擬装団体に加入せしめ、徐々に教化活動を行って信者の養成を行う新宗教と一部の既成宗教団体の活動に対して、ガイダンスやビラ・張り紙等で学生に注意喚起し、関わってしまった学生には学生相談によって対応することを骨子とする学生支援のことである。¹⁹⁾

日本脱カルト教会によれば、「もしも自分が関わっている団体がカルトだと気づいた場合」の対策として、表3に掲載のようなアドバイスを挙げている。また、同協会では、「もしも家族や友人がカルトに入っていると気づいた場合」の対策として、適切な対応のために初期段階、教育段階、正式メンバーの段階があることを知っておく必要があるという²⁰⁾

18) ①自分の生き方の問題では、「大学に進学した目的は何か」、「学ぶことによって自分は何を得られるのか」といった、大学進学後の学生生活への意義とそれに付随する疑問が勧誘の入口になっている。②社会問題に対する関心については、ボランティアや地域活動、国際交流等を行っている団体に関心を示す学生が、カルト集団の偽装サークルに取り込まれてしまうケースがある。③人間関係の悩みについては、カルト集団は悩みを優しく聞いてくれる環境を提供してくれる（太刀掛・前掲注16）58頁）。

19) 櫻井義秀「大学のカルト対策」126頁『法と人間科学』中間報告書（北海道大学大学院文学研究科，2013年3月31日）。

<http://www.law-human.let.hokudai.ac.jp/assets/files/cyuukannhyouka/31.Sakurai.pdf>（2016年9月10日閲覧）。

20) まず、初期段階とは、巻き込まれた団体が破壊的カルトであるとは本人も気づいていない段階である。勧誘されてサークル活動や宗教色のある活動を始めたけれどもそれが宗教団体であるとはまだ聞かされていない。次に、教育段階とは、すでに破壊的カルトの導入教育（ビデオ・修行・講座受講・合宿）にはまってしまった段階である。ここでの特徴は宗教的教義を繰り返し反復教え込み、段々と家族や友人との関係が疎遠になって行くことである。この教育段階の半ばか後半で、本人にこの団体に対する忠誠心が芽生えたところで、ここは「…」という破壊的カルトであることを知らされる。さらに、破壊的カルトの正式メンバーとなってしまった段階と

ことである。

表3 自分が関わっている団体がカルトだと気づいた場合の対策
(カルトの被害にあわないためのアドバイス)

アドバイスのポイント	概要
① 看板に偽りあり	カルト団体は、ほとんどの場合、教義や本来の目的を偽って勧誘する。楽しそうなサークルと思っていたら、何か宗教的な話やビデオ教育などが始まった。それは破壊的カルトの可能性大である。正当な宗教サークルは名前を詐称しない。途中から活動内容が変わってきたら注意すること
② おかしいと思ったらはっきり断ること	親切にしてくれる人からの頼みは断りにくいものである。しかし、おかしいと思った時は勇気をもって断ること
③ 友人や家族などに相談すること	「ここでの話は深い意味があり、ほかの人には理解できない。だから友人や家族には相談してはいけない」と言われたら注意が必要である。マインド・コントロールに引っかからないためにも、友人や家族、その他外部の専門家や信頼できる人に相談すること
④ 情報規制を感じたら速く逃げること	あいまいな返事を続けているうちに、脱会することができなくなる。情報制限や身の危険を感じたら、すぐに逃げることである。そして家族、大学の学生部や相談室、外部の専門家に相談すること

出所：日本脱カルト教会ホームページをもとに作成（筆者一部修正）。
<http://www.jsccpr.org/qanda>（2016年9月10日閲覧）。

カルトの勧誘リスク対策は、以上述べたとおりであるが、基本的には、カルトの被害をなくすには大学での対策が最も肝心であり、その方法はカルトに関する情報を新入生の段階でしっかり伝えていくこと、予防が最も有効である。しかし、どれほど大学が予防に役立つ情報を学生に提供したとしても、勧誘され入信してしまう学生はいる。そうした学生が学内で勧誘活動を展開した際に大学はどう対応したらよいか、そうした課題もさらに検討されるべきである。現状では、こうした学生への支

は、教育段階が終わったところで正式メンバーとしての儀式（あるいは認定）がなされた段階である。多くの場合、出家・献身・長期の研修や、あるいは学業放棄・退社などがあり、本人と家族との衝突が起こって、この段階でやっと家族の一員が破壊的カルトに入信したことを知るケースが最も多いということである（日本脱カルト教会ホームページ参照）。

援は学内のカウンセラーだけではなく、担任教員や指導教員、学生支援窓口の事務職員、場合によっては学外の弁護士やカルト問題に詳しいカウンセラーとも連携しながら組織的に対応することで実効性を高めていくことができる²¹⁾と考える。

V. ネット炎上のリスクと対策

1. ネット炎上のリスク

近年ソーシャルメディアでの不適切な投稿によって発生するトラブル、いわゆる「炎上」²²⁾が注目されている。

炎上とは、一般に個人のブログや企業のウェブサイト、Twitterのページなどに主に非難や批判、抗議の意見が大量に書き込まれ、サーバーの一時停止やサイトの閉鎖などの状態に追い込まれることを言う。

主にサイトやブログ、掲示板などのコメント欄に否定的な意見が殺到することや、適切な対応ができなければ見る見るうちに批判、誹謗中傷がさらに押し寄せ、事態はさらに大きく深刻化していく。炎上のほとんどは運営者本人が意図しないもので、最近では、ブログ、Twitter、²³⁾

21) 櫻井・前掲注19) 128頁。

22) 炎上は日本だけでなく、世界中で発生しているようで、アメリカでは炎上のことを、燃えるという意味の flare という言葉で表現している（伊地知晋一『ブログ炎上～Web 2.0時代のリスクとチャンス』84頁（アスキー、2007年）。なお、炎上という表現については、小倉秀夫（弁護士）は、2ちゃんねるに代表されるような掲示板上で投稿が殺到することをフレーミング（flaming）・炎上、ブログ上でコメントが殺到することをコメントスクラムと2つに分類している。つまり、外部サイトである掲示板のコメントとブログのコメント欄のコメントを比較すると、前者は批判の対象となっている者が比較的無視しやすいのに対し、後者では私的領域にまで踏み込まれている印象を受けるため、無視するのが心理的に難しいという違いがあるということである「ネット公共圏と炎上をめぐる問題」（倫理研第4回共同討議第1部）東浩紀＝濱野智史編『ised 情報社会の倫理と設計 倫理篇』245～246頁（河出書房新社、2010年）。

23) Twitter 上でも失言、なりすましなどに起因する炎上騒ぎが発生してい

YouTube などでの「不適切な行為・発言」が火種となり、企業に勤める人だけでなく、学生も炎上を招いている事件が発生している。

総務省の調べ²⁶⁾によれば、ネット上の自分や他人の書き込みが原因で個人や企業がトラブルに巻き込まれる現象自体はインターネット黎明期から存在したが、このように SNS (Social Networking Service) での「炎上」²⁷⁾が近時特に注目されるようになった背景には、Twitter や Facebook などの SNS が持つ機能上の特性があるということである。すなわち、これらの SNS は自分が気に入った他人の投稿を知人と簡単に共有する機能を備えており、連鎖的に投稿の共有が行なわれた結果、投稿が瞬く間に広範囲へと「拡散」していくという特徴がある。また、これらの SNS ではスマートフォンで撮影した写真を簡単に投稿でき、インパク

る (小林直樹『ソーシャルメディア炎上事件簿』14頁・60頁等 (日経 BP 社, 2011年)。また、Twitter は、基本的に全体公開となっていて、ツイートは検索の対象になる。問題のあるツイートをして炎上し、匿名で利用していたにもかかわらず、他の SNS やブログ、ウェブサービスなどから個人を特定されるケースもある。

24) 炎上事件ではしばしば「炎上しそうな発言がある」がゆえにいくつかのサイトで紹介され、普段はそのブログを読んでいるわけではない多くの人々が流れ込んで炎上する、ということが起こっている。このことから「炎上」などの集団行動を観察する場合には、「何か問題とされる記述があるから大勢が反発する」という因果関係とは異なる視点が重要となる (荻上チキ『ウェブ炎上—ネット群集の暴走と可能性』37頁 (筑摩書房, 2007年))。

25) ソーシャルリスク総研ホームページ参照。https://www.eltes-orm.com/material/id33/ (2016年9月15日閲覧) 例えば、学生がスマートフォンで撮った悪ふざけの写真を、SNS に投稿したことが予想外の反響を呼び、学校やアルバイト先に苦情が殺到し、退学や休学を余儀なくされることなどの炎上が数多く起こっている。

26) 総務省『平成27年版情報通信白書』(PDF版) 208頁。http://www.soumu.go.jp (2016年9月15日閲覧)。

27) Facebook で問題になるのは、写真の公開とタグ付けである。顔写真を公開しない主義の人もいれば、その場にいたことを明らかにしたくない人もいる。

トのある写真が掲載されやすい点も、「炎上」を誘発する一因となっている。²⁸⁾

2. ネット炎上に関する意識調査結果

ネットサービスプロバイダーのBIGLOBEが2016年5月にネットを利用する全国15歳～82歳の男女、合計1,288人を対象に、「ネット炎上に関する意識調査」²⁹⁾を実施した結果について主なポイントを示すと以下のとおりである。

① 「ネット炎上」という言葉を8割が理解

「ネット炎上」の言葉の意味を知っている人が、80%を占めている。意味は知らないが言葉は聞いたことがある人を含めると、93%が「ネット炎上」を認識しているということである。

② 「ネット炎上」に参加するつもりで投稿したことがある人は4%

「ネット炎上」に参加するつもりで意図的にSNSなどに投稿したことがある人は4%。意図せずに「ネット炎上」に加わってしまった人は5%で、合計9%が「ネット炎上」に参加した経験があるということである。一方、「ネット炎上」に参加しようと思ったことがない人は、84%ということで炎上参加者は少数であることが分かる。

「ネット炎上」へ参加した理由は、「不正や不公平を感じたから」が

28) 田代光輝は、ブログ炎上の原因を分析すると、次の5つの特徴があると指摘している。すなわち、①反社会的なこと（犯罪など）を書く、②間違った知識を知ったかぶりをして語る、③特定のターゲットの悪口・軽蔑、④金儲け狙いの提灯記事、⑤身分を隠して自分や自組織の利益誘導の5つである（田代光輝「ブログ炎上」佐伯胖監修『学びとコンピュータハンドブック』69～71頁（東京電機大学出版局、2008年））。

29) 調査概要は次のとおりである。調査名は「ネット炎上に関する意識調査」、調査対象は全国15歳～82歳の男女（N=1,288）、調査期間は2016年5月6日～5月10日、調査方法はネット調査。

調査結果掲載 URL： <http://enjoy.sso.biglobe.ne.jp/archives/flaming/>（2016年5月26日更新）（2016年9月15日閲覧）。

57%と最多である。一方、不参加の理由は、「興味がないから」(42%)、「参加しても良いことはないと思うから」(36%)が上位を占めたということである。

③ 最近の「ネット炎上」に行き過ぎを感じている人が8割超

全体の84%が「最近のネット炎上は行き過ぎだと思う」と回答している。男女ともに8割以上が行き過ぎだと感じているという。

④ 「アルバイトや社員による不衛生な行為」について、79%が「炎上して当然」または「炎上しても仕方ない」と回答

また、「芸能人の不倫などの不適切な行為」は46%が「炎上して当然」または「炎上しても仕方がない」と考えている。一方、「芸能人の震災支援などに関するSNS投稿」については、「ネット炎上」に対する肯定意見は14%にとどまり、「炎上するのはおかしい」という否定意見が39%と上回ったということである。

「ネット炎上に関する意識調査結果」は以上のとおりである。調査結果を見て、ネット炎上に参加する人の割合が意外に少ないことが分かる。

その他の報道機関³⁰⁾においても、炎上の状態になる際は、ごく少数の人が繰り返し書き込んでいるという調査結果を報じている。

30) 日本経済新聞電子版(2016年6月28日)によれば、国際大学グローバル・コミュニケーション・センターの山口真一講師らによる約4万人へのネット調査で、ネットのブログや会員制交流サイト(SNS)などが批判の書き込みであふれる「炎上」の状態になる際は、ごく少数の人が繰り返し書き込んでいることが分かったということである。調査は2016年6月、ネットを通じアンケート形式で実施し、20~69歳の男女計4万504人が回答。炎上に書き込んだことがあると答えたのは725人だったという。さらに追加アンケートした結果、過去1年間の書き込み経験者のうち同じ炎上に2回以上書き込んだ人は65%に達し、10%は11回以上書き込んでいたという。東京五輪・パラリンピックのエンブレム問題など、炎上に至った具体例を9つ挙げ、書き込みをした人に理由を聞いた設問では「間違っていることが許せなかった」「その人・企業に失望した」と答えた人が、いずれの例でも合計で半数を超え、7割に上った事例もあった。「書き込むのが楽しい」や「ストレス解消」は2割程度だったということである。

3. ネット炎上のリスク対策

まず、「炎上」リスクを避けるために重要なのは、個人情報の管理に留意することである。出すべき情報と出すべきでない情報を峻別し、特に後者についてはサービス間で統一しておくことが望ましい³¹⁾ということである。また、炎上を発生させないための確実な方法としては、ブログはコメント欄、企業のウェブサイトであれば問い合わせフォーム・掲示板といった「炎上が発生しうるような場」を、初めから設定しないことが重要である。コメント欄などを設置する場合でも、炎上につながるような、口汚い言葉、不穏当・不謹慎な発言、イデオロギーがかかわる話題、人を見下ろす発言、犯罪自慢や武勇伝の語り³²⁾、価値観の否定や押し付け³³⁾などの発言をしないように注意することで、ある程度は炎上を予防することができる³³⁾と考える。

炎上を防ぐための主なポイントを挙げれば、表4のとおりである。

ただし、どんなに気をつけていても、友人を介するなどして情報が流出することはあり得る。不適切なコメントではないかどうか³⁴⁾、節度を持つ

31) 三浦麻子「ネットのリスク」前掲注9) 63頁。なお、三浦は同書(63～64頁)の中で「あるサービスでは趣味について同好の士と語り、別のサービスでは同級生と大学の講義に関する情報交換を、といった使い分けをすることはあるだろうが、それらが統合される可能性は常にあり、アイデンティティの使い分けができるとは考えない方がよい。さらに言えば、『忘れてくれない』メディア上では、炎上がいつどのような形で起こるかは本人のコントロールできるところではない。しかも、いったんそれに巻き込まれたら、ネット上に残存しているすべての個人情報を調べ上げられる可能性が高く、さらに炎上したという事実も記録・保存される」と述べている。

32) 例えば、炎上は未成年の飲酒・喫煙やカニングの告白など、軽微な犯罪に対する触法意識の低さから、仲間内でのちょっとした武勇伝のつもりで投稿したことが大きなトラブルに発展することがある。特に、飲酒はサークルのコンパの写真など日常的行為として投稿されるケースが多く、発見され炎上するきっかけとなりやすい(三浦・前掲注9) 64頁)。

33) 小林・前掲注23) 148～149頁。

表4 炎上を防ぐための主なポイント

ポイント	概要
① 「内輪だけ」と思わないこと	SNS でつながっているのが実際の友人だけだとしても、インターネットを利用している限り、その投稿は全世界に共有されている。ふとしたきっかけで、多くの人の目にさらされることになる。実際の社会生活でしているのと同様に、第三者に見られて困るものではないか、考えることが大切である
② 公開範囲を限定すること	多くの SNS は、投稿を閲覧できる人を限定する機能がある。特に突っ込んだ内容の話題の時は、公開範囲を限定するようにする必要がある
③ プライバシー設定を確認すること	サービスによっては、自分を検索することやメッセージを送ることができるユーザーを限定する、自分のアカウントを Google など外部の検索サイトから検索できないようにするといった機能もある。無用なトラブルを避けるうえでは活用するのも効果的である

出所：マカフィーセキュリティニュース「出来心がトラブルに！ SNS の炎上を防ぐには」をもとに作成（筆者一部修正）。<http://www.mcafee.com>（2016年9月15日閲覧）。

た利用態度が必要である。

したがって、ネットコミュニケーションによる良い対人関係の維持や発展を期待するならば、自分にとって受け入れ可能なリスクは何かを熟慮したうえで、何を書いて何を書かないかの線引きを明確にすることは重要である³⁵⁾と考える。

また、炎上した場合の対応方法としては、自分に非があれば素直に謝

34) 不適切なコメントなど不用意な発言で失敗しないための方法として、自分専用の「投稿前チェックリスト」を作成してブラッシュアップするのも有効である³⁵⁾と考える。小林は、投稿前チェックリストの参考例として次の5項目を挙げている。①この投稿内容に一抹の不安も、危うさも感じるところはないか？ ②この投稿が大勢の人に RT (Retweet: 転送) されても差し支えないか？ ③特定の人・層について言及している場合、該当者が見ても問題ないか？ ④上司、取引先など仕事上の関係者が見ても問題にならないか？ ⑤親・兄弟、愛するパートナーまたは意中の人が見ても構わないか？（小林・前掲注23）164頁）。

35) 三浦・前掲注9）67頁。

罪することが重要である。素直に謝罪すれば1～2週間ほどで騒動は沈静化する傾向にある。すなわち、炎上は一過性のものであるといえる。炎上の火元となった記事をむやみに消すことは隠蔽工作と捉えられ、過去のいろいろな記事の揚げ足を取られ、次々と炎上してしまうことにつながりかねない³⁶⁾ことを留意すべきである。また、寄せられたコメントを削除したり、その受け入れを停止することなどの対応を行ったとしても、削除したコメントがGoogleのキャッシュなどを元に復元され、ほかのサイトで掲載され続けたりするなど炎上による被害は大きくなり、問題を解決しようとしても手に負えなくなる³⁸⁾ことがある。

VI. ハラスメントのリスクと対策

1. ハラスメントのリスク

(1) キャンパス・ハラスメント

大学におけるハラスメント、すなわちキャンパス・ハラスメント(campus harassment)³⁹⁾とは、就学の場合および職場等において、相手の意に反する性的なまたは不当な言葉や行為によって、相手に屈辱や精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いや不利益を与えることにより、相手の

36) 田代・前掲注28) 71頁。

37) キャッシュとは、GoogleやYahooなどの検索エンジンが、検索結果表示用の索引を作る際に、ウェブサイトの内容を一時的に検索エンジンのデータベースに保存しているものを言う。

38) 伊地知・前掲注22) 45頁。

39) キャンパス・ハラスメントの適用範囲は、大学の構成員であるすべての学生(学部学生、大学院学生、外国人留学生、研究生、研修生、科目等履修生、聴講生など)、教職員(専任教員、専任職員、非常勤の教員、客員教授、嘱託、契約職員、アルバイト職員、労働者派遣法に基づく派遣労働者など)を指す。したがって、本稿ではハラスメントは学生だけでなく、教職員を含めた大学全体のリスクとして考察することとする。

40) この場合の相手とは、必ずしも特定の相手を指すものではなく、問題となる言動が、多数の人に向けられたものでも、その言動について不愉快な思いをする場合も含まれる。

就学および労働環境などを悪化させることを言う。

ハラスメントは、単なる個人的なトラブルではなく、教育研究や課外活動、就業等における上下関係、数の上での優劣関係等のもことで生じるものであり、ハラスメントの被害を申し出た者にとっては、その人権、学習権、就業権を侵害する極めて深刻な問題である。当事者が被害を申し出た者の尊厳や人格を侵害する明確な意図を持っていたかどうかは、ハラスメントの存在不存在を判断する基準にはならないと考える。

その言動がハラスメントに該当するかは、言動を行った者の意図に関わりなく、原則として受け手の判断が基準となる。⁴¹⁾

なお、キャンパス・ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)、アカデミック・ハラスメント (academic harassment)、パワー・ハラスメント (power harassment, workplace bullying) や、差別あるいは偏見に基づくハラスメントなどを総称したもので、その境界は必ずしも明確ではなく、複合したものも見られる。⁴²⁾

41) 現在、日本においてハラスメントを規制するための法律の根拠としては、労働法分野の制定法を考慮することができる。まず、男女雇用機会均等法(11条)であり、その内容をブレイクダウンした行政ルールとして、厚生労働省の指針が存在する。また、労働契約法(5条)に示された安全配慮義務などもハラスメント規制を支える働きがあると考えられる。しかし、現実的には、損害賠償を求める際の民事訴訟の法的根拠としては、職場のセクハラやパワハラについても、学校のキャンパス・セクハラやアカハラについても、通常、民法が用いられる。①不法行為(709条)、特に使用者責任(715条)であり、たまたに、②債務不履行(415条)の主張も認められる(吉川英一郎編著『判例で理解する職場・学校のセクハラ・パワハラ—実務対策：どんな事案がどう判定されたか—』19頁(文眞堂、2016年))。

42) 広義のキャンパス・ハラスメントには、企業などの職場のハラスメントと共通する「職場のハラスメント」も含まれるが、労働法の関わらない、師弟(教授と院生・学生)間、同級生間といった学び舎におけるハラスメントも含まれる(吉川英一郎「キャンパス・ハラスメントの近時判例傾向について」298頁『同志社商学』66巻5号(2015年3月))。

<https://doors.doshisha.ac.jp/duar/repository/ir/16849/017066050012.pdf>
(2016年11月1日閲覧)。

大学生の法的リスクマネジメント

以下、主なキャンパス・ハラスメントの概要とハラスメントに該当する可能性がある行為の事例⁴³⁾を掲げることとする。

ただし、これらの行為はあくまで例示にすぎず、他にもハラスメントに該当する行為はあるだろうし、たとえ一つひとつの行為はハラスメントと言うほどではなくても、それが連続、あるいは継続することによって、ハラスメントとなる場合がある。

一方、ここで例示した行為がすべて直ちにハラスメントに該当するとは限らない。例えば、教員が学生の指導の一貫として行った言動について、その対象となった学生が不満に思ったり、さらには精神的に落ち込んだりしたとしても、なお客観的にみて正当な指導上の行為とみなされる場合もある。不適切で不当な行為に当たるかどうかは、その言動だけではなく、他の諸要素を考慮しなければならない場合があるからである。

(2) セクシュアル・ハラスメント

1) セクシュアル・ハラスメントの意味

セクシュアル・ハラスメント（以下、「セクハラ」という。）とは、他の者の意に反する性的な言動によって、他の者に不利益を与えることや不快感を与えて、就学・就労や教育・研究環境を悪化させることを言う。ここで言う「性的な言動」とは、性的な内容の発言および性的な行動を

43) キャンパス・ハラスメントの概要と事例は、神戸学院大学「ハラスメント防止ガイドライン」、神戸大学「ハラスメントの防止に向けて」、大阪大学「アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関するガイドライン資料」、関西大学「ハラスメント防止ガイドライン」、京都大学「ハラスメントの防止と対応について」、中央大学「ハラスメント対策」、同志社大学「キャンパス・ハラスメントの防止」、長崎大学「ハラスメントの防止について」、明治大学「キャンパス・ハラスメント対策への取り組み」、立命館大学「ハラスメントの防止のためのガイドライン」、琉球大学「ハラスメントの主な言動等の事例」、早稲田大学「STOP HARASSMENT ガイドライン」等の資料、ホームページを参照して作成した。

指し、身体的な接触や性暴力、視線や卑猥な冗談等を含む。⁴⁴⁾

2) キャンパス・セクハラ

キャンパス・セクハラにおいては、内閣府の推進する「第4次男女共同参画基本計画⁴⁵⁾」が「第7分野：女性に対するあらゆる暴力の根絶」という点で、職場のみならず、大学など「教育の場におけるセクハラ防止対策等の推進⁴⁶⁾」を示している。

第4次男女共同参画基本計画は、担当府省を文部科学省として、次の3点を規定している。⁴⁷⁾

- ① 国公立学校等に対して、セクハラ防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクハラ防止等の周知

44) ただし、セクハラは、身体的な接触や性暴力、視線や性的ジョーク等多様な形態を含んでおり、個々人の感じ方や微妙なニュアンスの違いもあって判断が難しいケースもある。したがって、大学内で何が具体的に相手方の意に反する性的言動となり、就学就労環境を著しく害し、能力発揮の支障となり得るかをグレーゾーンも含めて、類型化しておく必要がある（早稲田大学「STOP HARASSMENT ガイドライン」）。

<http://www.waseda.jp/stop/hpc/guideline.html>（2016年11月1日閲覧）。

45) 男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、2025年度末までの「基本的な考え方」並びに2020年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるものである。2015年12月25日閣議決定された。

http://www.gender.go.jp/about/danjo/basic_plans/4th/index.html（2017年8月11日閲覧）。

46) この分野では、「教育の場におけるセクハラ防止対策等の推進」に加えて、「その他の場におけるセクハラ防止対策の推進」という項目も設けられている。それによると、文部科学省、厚生労働省、関係府省を担当府省として、「研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクハラの実態を把握するとともに、被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。また、セクハラの実行者に対し厳正に対処するとともに、行為に至った要因を踏まえた対応を行うなど再発防止対策の在り方を検討する」ということが規定されている。

47) 「第4次男女共同参画基本計画」・前掲注45) 82頁。

徹底を行う。

- ② 大学は、相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。
- ③ セクハラ被害の実態を把握するとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を推進する。また、被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発・教育を実施する。

したがって、大学等の教育機関は、キャンパス・セクハラについて、予防的あるいは事後的な対策を採らねばならないし、行政指導の対象となる⁴⁸⁾。

なお、セクハラには、性的な言動によって相手が受ける被害の内容に応じて、相手がその教育・研究条件や労働条件に関する不利益を受けるもの（対価型セクハラ）と、性的な言動により相手の就学・就労や教育・研究環境が害されるもの（環境型セクハラ）がある。

以下、セクハラになり得る言動の例を示すこととする（表5）。

3) キャンパス・セクハラ判例

近時のキャンパス・セクハラ判例において注目点として挙げられるのは、大阪地判平23.9.15（労判1039号73頁）のケース（懲戒処分無効確認等請求事件⁴⁹⁾）や京都地判平25.1.29（判時2194号131頁）のケース（懲

48) 吉川・前掲注41) 25頁。

49) 事実の概要と判決の結論等は以下のとおりである。
〈事実の概要〉

被告 Y 大学の准教授である原告 X (加害者) について、新入生歓迎会の後、帰ろうとしていた女子大学院生 A (被害者) を自分の研究室に連れ込んでレイプをした記事が X の実名入りで週刊誌に掲載された。A からの事実調査の依頼を受けた同大学大学院 R 研究科は、臨時教授会において、部局調査委員会報告書に基づいて X の懲戒処分について審議を行った結果、X の行為は大学の名誉または信用を傷つけ、また、大学の秩序、風紀または規律を乱したものであり、就業規則37条1項5号、6号の懲戒事由に該当するとして、同条2項3号の停職6か月の処分を行うことが相当であるとの決議を行った。そして、X の不服審査の申立てを受けた不服審査委員会も、同様の決定を行ったことから、Y 大学は X に対し、停職6か月の懲戒処分を発令した。X は停職6か月の処分は重すぎ、処分は違法であると主張して、処分の無効確認ならびに停職期間中の賃金の支払いと不法行為に基づく慰謝料の支払いを求めた。

〈判決の結論〉認容

裁判所は、X の行動は就業規則に抵触しているが、停職期間としてはせいぜい3か月程度に留めるのが相当で、停職6か月の処分は重すぎて相当性を欠き、大学の懲戒権を濫用したものととして、違法、無効であるとし、未払賃金の支払いを認めたが、大学の不法行為に基づく慰謝料請求は棄却した。

〈コメント〉

本件は、週刊誌に掲載されたスキャンダル記事を契機として、大学において、過去にキャンパス・セクハラを犯したと疑われる准教授に、8年半を経て科された停職6か月という懲戒処分の妥当性が大きな争点である。本件では、判決も触れているように、被害者女子大学院生 A は事件の調査を求めているが正式にセクハラ被害申告をしている訳ではなく、また、原告 X の提出したメールのやり取りを見る限り、X との関係は A にとって不快というよりはかなり親密なものであったから、B 研究科長は、セクハラとして X の行為を咎めることに無理があると判断したと思われる。しかし、大学としては、放置できないスキャンダルであり、「風紀・信用を損ねたことを理由とする処分」に至った。すなわち、「風紀・信用を損ねたことを理由とする処分」という手段が、組織の秩序維持のために有効に役立てられた事例である(吉川・前掲注41)95頁)。なお、裁判所は、停職期間の程度を巡っては、大学が下した6か月の停職期間を3か月へと半減するのが妥当であると判断したが、裁判所は、原告が研究室で大学院生と性交渉を行ったことはほぼ認め、それが風紀を乱し、信用を傷つけるという点で就業規則違反であることを認めているながら、原告に懲戒処分歴

大学生の法的リスクマネジメント

表5 セクハラになり得る言動の例

項目	具体例
① 相手が望まない性的誘いかけをしたり、性的関心に基づいた態度を相手に要求すること	<ul style="list-style-type: none"> ・相手が断りにくい状況でしつこく実際の働きかけをしたり、性的行為に誘うこと ・ストーカー的な行為により、相手につきまとうこと ・性的な関心から、相手に特別な服装や振舞いを要求すること ・相手が希望しないのに写真撮影をすること ・必要もないのにむやみに相手の身体に触ること
② 性的な言動によって、相手の教育・研究条件・労働条件に関する不利益を与えること（対価型セクハラ）	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、単位認定、進学、卒業、進路の決定等に関わる立場を利用して、相手の望まない性的誘いかけをすること ・人事権、職務権限の行使に関連して、相手の望まない性的誘いかけをすること ・自分の性的誘いかけに応じなかったことを理由に、指導の放棄、単位不認定、就職等に不利な扱いなどをすること ・自分の性的誘いかけに応じなかったことを理由に、昇進を妨げたり、就業上不利な扱いをすること
③ 性的な言動や掲示等によって、相手に不快感を与え、就学、就労、教育・研究環境を害すること（環境型セクハラ）	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の身体的特徴に関して、中傷したり、からかうこと ・不快感を与える性的な冗談を言うこと ・性的な経験や性生活について尋ねること ・不快感を与える性的ポスターや写真を掲示すること ・電子メールや匿名の掲示板などを利用して、本人の知らないところで性的な噂をすること

出所：「神戸学院大ハラスメント防止ガイドライン」（2017年1月1日改正）等をもとに作成（筆者一部修正）。[http:// www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/guidline](http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/guidline)（2017年8月9日閲覧）。

戒解雇処分無効確認請求事件⁵⁰⁾のように加害者の大学教員（原告）が懲

が無いことや原告が同僚教員から非常に有能な研究者と認められる存在であったことなどを理由として、停職期間を縮減する必要があったのかについては疑問の余地がある。

50) 事実の概要と判決の結論等は以下のとおりである。

〈事実の概要〉

本件は、被告Y法人が設置する乙大学の特任教授であった原告X（加害者）が、Yから、他大学の大学院生A（被害者）に対する性的関係の強要などを理由に懲戒解雇されたことについて、Aとの性的関係は合意に基

づくものであって、かかる事実誤認に基づき行われた懲戒解雇は違法、無効であり、Yの違法な懲戒解雇により精神的苦痛を被ったなどと主張して、Yに対し、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求めるとともに、不法行為に基づき、慰謝料の支払いを求めた事案である。

XとAは同じ研究領域の研究会に参加したことをきっかけとして親密となり、性的関係をもつに至ったが、Aは、Xとの関係が終了した後、Yに対し、Xからセクハラ被害に遭ったとしてYの対応を求める申立てを行った。Yは、XおよびA双方に対する聴取やXA間で交わされた多数の電子メールの分析などの調査を行い、その結果、Xが長期間にわたり、Aに望まない性的関係を強要し、Aの研究環境を著しく害したことを認定した上で、これを理由として懲戒解雇した。

〈判決の結論〉請求棄却

裁判所は、XA間の性的関係にAが同意していなかったとは認められないとし、XのAに対する行為は不適切行為だがセクハラでないとして、懲戒解雇は違法無効と判断した。しかし、①労働契約は終了したので地位確認を求める請求に理由は無いとし、②Yには、XがAにセクハラしたと事実誤認してもやむをえない事情があり、過失は無く賠償請求に理由は無いとし、更に、公表は専ら公益を図る目的でなされたもので、名誉棄損行為について被告の故意・過失も無いと判断して請求を棄却した。

〈コメント〉

本件の最大のポイントは、加害者・被害者間の関係が被害者の意に反したものであったかどうか、すなわち、恋愛かセクハラかという事実認定について、極めて難しい場合があることを示したところにある。大学において、極めて難しい場合があることを示したところにある。大学において、教員・学生間のプライバシー領域としての自由恋愛を規制して良いかということ、一方恋愛には責任を伴うということなど、議論の必要な問題（吉川・前掲注41）102頁）と考える。なお、本件では、一審判決に続いて、控訴審の大阪高裁も一審京都地裁と同じく、懲戒解雇処分を違法とし、退職金に当たる約54万円の支払いを命じている。2014年3月5日付共同通信記事（「労政時報のポータルサイト jin-jour」掲載）として「二審もセクハラ認めず 解雇の元龍谷大特任教授」という見出しで、「判決理由で裁判長は、元特任教授が大学院生とやりとりしたメール内容から『大学院生が望まない性的行為だったとは認められない』として、解雇処分を無効と判断した。一方で、約8千通のメールの内容は評価が難しく、大学が大学院生の被害申告を信用したことに過失はないとし、損害賠償請求は棄却した。」と報じられている。

http://www.rosei.jp/jinjour/article.php?entry_no=61777（2017年8月15

戒権を濫用したものととして、雇用主の大学（被告）を訴えるというファイト・バックケースが当事者構図として見られるということである。その他の例としては、心理的束縛に言及するものとして、東京高判平16.8.30（判時1879号62頁）のケース（損害賠償請求控訴，同付帯控訴事件）

日閲覧）。

- 51) 近時、懲戒された加害者が厳しすぎる懲戒処分を争うファイトバックケースが増加しているが、ファイトバックケースの増加については、その前提として、加害者への過度の懲戒ということを考えねばならない。この現象は、被害者層を含む世間一般の、ハラスメント問題への認識の高まりが、被害者の告発意欲を後押しし、雇用主の世評に対する過敏さと相まって、加害者への過度の懲戒を引き起こしているのではないかと想像できる（吉川・前掲注41）36頁）。
- 52) 本件は、大学のゼミの招聘講師が、ゼミの懇親会後にホテル内において、同行した女子学生から拒絶されることなく性行為した場合においても、事実経過に照らし不法行為が成立するとして、慰謝料が認められた事例である。事実の概要と判決の結論は以下のとおりである。

〈事実の概要〉

本件は、「テレビ研究」というゼミを受講していた女子大生X（被害者）が、①指導教授のゼミの招聘講師として講演をしたテレビドラマの著名な演出家であるY（加害者）から、講演後の懇親会のために居酒屋に向かう道中でかばんを持つように言われ、その後、懇親会の途中で居酒屋を出ることにしたYのかばんを持って同行することになり、その夜ホテルの客室において、全く抵抗せずにYの指図に従って動作し、Yからされるままの性行為を受け、②その後、Xの謝罪要求に対し、Yが文書で侮辱行為をしたと主張して、Yの上記①の行為が、人の性的自由ないし性的自己決定権の侵害に、②の行為が侮辱にあたるとして、それぞれ不法行為による慰謝料の支払いを求めた事案である。

〈判決の結論〉控訴棄却，一部変更

本判決は、行為者である男性が、「一種のゲーム」「遊び」であったと説明するほかないような態様の性行為について、たとえ外観的・物理的には、そこに至るまでの間に、女性からいくらかでも「帰ります」と言える機会や黙って逃げる機会があり、男性からの性行為を拒絶することができたといえる状況であったとしても、それまでの過程において、その女性が、精神状態において、その男性の誘いを拒絶することができない心理的束縛を受け、「帰ります」と言ったり、その場から逃げたり、誘いを拒んだりす

が挙げられる。

(3) アカデミック・ハラスメント

1) アカデミック・ハラスメントの意味

アカデミック・ハラスメント（以下、「アカハラ」という。）とは、教職員または学生が、教育・研究、就労等の関係において、他の教職員または学生に対し、地位または権力を利用した嫌がらせをしたり、不利益を与える等の言動をいう。⁵³⁾ アカハラには、人格攻撃、指導の拒否、正当な理由のない教学上の不利益、研究妨害などが含まれる。⁵⁴⁾

る意志が働らなくなり、又はそのような意思を行動に移す決断ができなくなるという心理状態に陥ったことについて、男性の側に女性をそのような状態に誘導しようとする明確な意図があると認められる場合には、その男性の性的行為は、女性がそのような心理的状況において拒絶不能の状態にあることを悪用し、女性を一時的な性的欲望の対象としてもてあそんだものと評価すべきであり、人の性的自由ないし性的自己決定権を侵害する不法行為を構成するというべきであるとした。

YのXに対する性的行為は、Xの性的自由ないし性的自己決定権の侵害による不法行為を構成するとして、慰謝料200万円（これとは別に上記②の行為に関する慰謝料30万円が認容されている。）及び弁護士費用40万円を認容した。

53) アカハラの定義づけは他にもあり、例えば、NPO アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク（NAAH）によるアカハラ⁵³⁾の定義は「研究教育に関わる優位な力関係のもとで行われる理不尽な行為」というものである。具体例として、教員の場合では、上司にあたる講座教授からの研究妨害、昇任差別、退職勧奨など、院生の場合では、指導教員からの退学・留年勧奨、指導拒否、学位不認定などがあり、学生の場合にはゼミで、院生の場合には研究室で、主に指導教員から被害を受けることがよくあることを挙げている。<http://www.naah.jp/harassment.html>（2017年8月16日閲覧）。

54) ただし、教育上の指導においては、指導のあり方が多様であり、また指導を受ける側の個々人の感じ方や微妙なニュアンスの違いもあって判断が難しいケースもあることは事実であり、また指導する側が無意識的に行っていることが少なくない。しかし、教育においては、指導する者と指導を

こうしたアカハラの大半は、教育研究上下関係を背景に生じるものであるが、対等の職位にある者の間でも起こりうるとともに、場合によっては下位の者による上位の者に対するアカハラも想定しうる。

以下、アカハラになり得る言動の例を示すこととする（表6）。

2) キャンパス・アカハラ判例

アカハラの代表例として、大学教員の学生に対する研究活動の阻害が挙げられるが、近時のキャンパス・アカハラ判例においても、前記キャンパス・セクハラ判例と同様に、金沢地判平23.1.25（労判1026号116頁）のケース（出勤停止処分無効確認等請求事件⁵⁵⁾）や東京地判平24.5.31

受ける者との適切なコミュニケーションが成立していることが必要であることを考えると、指導を受ける者が指導する者に対して異議申立てをする機会を設けることが必要かつ不可欠である（早稲田大学ホームページ・前掲注43）参照）。

55) 事実の概要と判決の結論等は以下のとおりである。

〈事実の概要〉

本件は、大学准教授（原告・加害者）が、自身の卒業研究指導やボランティア活動指導について、ハラスメント指針に抵触することを理由として、大学（被告）が6か月間の出勤停止という懲戒処分を下したことに對して、懲戒事由の不存在等を主張し、本件処分が無効であるとの確認及び雇用契約に基づき出勤停止期間中の未払賃金及び賞与等の支払いを求めるとともに、大学が本件処分をしたこと自体及びこれを報道機関に発表したことにより精神的苦痛や研究室からの私物の搬出入の費用の支出を余儀なくされる被害を被ったとして、不法行為に基づく慰謝料等損害賠償の支払いを求めた事案である。

本件では、卒業研究指導相手の学生やボランティア活動リーダー学生に負担がかかり、軽症うつの可能性を示されたにもかかわらず、揶揄・叱責をしたことなどが問題となった。また、懲戒手続きへの抵抗も問題となった。

〈判決の結論〉一部認容、一部棄却

裁判所は、一部につき懲戒事由に該当する行為の存在は認められるものの、懲戒処分は重きに失するので懲戒処分は無効であるとし、大学側の裁量権濫用を認定した。また、処分と記者会見による公表及び研究室からの

表6 アカハラになり得る言動の例

項目	具体例
① 人格攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・研究に関連して、名誉や人格を著しく傷つけるような発言をすること ・高圧的、一方的な教育や指導を行うこと ・指導と称して、暴力をふるうこと
② 正当な理由のない指導の拒否・放棄	<ul style="list-style-type: none"> ・いったん指導を引き受けたのに、「専門外」という理由で必要な指導を行わないこと ・論文原稿を提出したが、添削・指導を行わないまま何週間も放置すること ・「あなたは能力が高いから問題ない」など、一見、相手の能力を認めるかのような表現を使い、実際には必要な指導を行わないこと
③ 正当な理由のない教学・研究上の不利益	<ul style="list-style-type: none"> ・成績や研究業績について、不当に低く評価すること ・授業や指導を行っていないにもかかわらず、「単位さえ与えれば文句はないはず」など勝手な思い込みで単位だけを認定すること ・卒業・進路選択を妨害すること ・昇任について、資格・業績数に見合わない不当な取り扱いをすること ・学生が書き上げた論文に加筆訂正したというだけなのに、指導教員を第一著者とするなど、研究成果を搾取すること ・課外活動の指導者や先輩から、授業よりも課外活動を優先させるよう言われており、その結果、必須科目の単位を落としてしまったこと
④ 研究妨害	<ul style="list-style-type: none"> ・図書、機器類を使わせないことなどによって、研究の遂行を妨害すること ・物品購入等に必要な書類の作成を正当な理由なく拒むこと ・必要もないのに、休日の研究や深夜における指導を強要すること ・プライベートな行動に付き合うことや送り迎えを強要すること

出所：「神戸学院大ハラスメント防止ガイドライン」（2017年1月1日改正）等をもとに作成（筆者一部修正）。<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/guidline>（2017年8月9日閲覧）。

退去等により、Xに特段の精神的苦痛が生じているとは解されないとして慰謝料（不法行為）請求は退けられたが、研究室からの私物搬出入費用実費（弁護士料を含む）の損害賠償は認めた。

(労判1051号5頁)のケース(地位確認等請求「甲事件」および懲戒処分無効確認等請求「乙事件」)⁵⁶⁾に見られるように、学生に対するアカハ

〈コメント〉

本件では、懲戒処分⁵⁶⁾の根拠となった調査記録が裁判所によって検証される結果となったが、多くの点で、正確性・信用性に疑義があるとして、それらを低く評価している点が本判決の特徴である。その結果、大学がハラスメントであると主張する加害者(大学准教授)の言動の多くが、裁判所によって、ハラスメント指針に該当しない、すなわち、懲戒事由でないと認定されたが、懲戒事由相当であると判決中で一部認定されたハラスメント行為(「人間失格」等と叱責し学生に身体症状を生じさせたことなど)に対しては、大学にも予防責任・措置責任があるとともに被害拡大を防ぐ上で被害学生に対して迅速適正な措置を採るべきことは当然のこと(吉川・前掲注41)195頁)と考える。

56) 本件は、甲事件および乙事件の2事件よりなる事案である。事実の概要と判決の結論等は以下のとおりである。

〈甲事件〉

本件原告Xは、Y₁大学(被告学校法人V大学)のA学部第二部准教授であった。Xの学生に対する7つの行為により、Y₁大学はXについて①必修科目の講義の担当を外し、②研究室に卒業研究生・大学院生(以下、「卒研究生等」)を配属せず、③学科会議等に出席させないとの措置(以下「本件3措置」)をとった。また、本件3措置をA学部第二部教授会等において決議し、Xの弁明を聴かずに、その旨を口頭でXに告知した。Xはこれらの措置は、Y₁大学の懲戒権を濫用し、または人事権の裁量を逸脱するものであり、Xの講義を担当する権利、研究室を持ち卒研究生等の配属を受ける権利、学科会議等に出席する権利を侵害し、違法・無効であると主張して、Y₁大学に対して必修科目の講義を担当する地位のあることの確認及びその妨害排除等を求めるとともに、これはY₁大学とY₂(Y₁大学の学科主任)の共同不法行為であるとして、減額された大学院手当の2年分及び慰謝料300万円及び遅延損害金の連帯支払いを求めた。Xの7行為のうち、ハラスメント関連で問題とされたのは「社会人学生Mへの『窃盗』扱いメール」、「Mに対するセクハラ」、「インターネットホームページ上での『M-破門』掲載」および「Pに対するセクハラ」の4行為である。

〈乙事件〉

Xが、Y₁大学の理事であるY₃がXに対して発令した研究室移転の業務命令が、人事権の裁量を逸脱した違法なものであり、当該業務命令違反を

ラ容疑行為により懲戒処分を行った大学に対して加害者の大学教員（原告）が懲戒処分は権利の濫用であるとして雇用主の大学（被告）を訴えている点に注目したい。

（4）パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメント（以下、「パワハラ」という。）とは、教職員または学生が他の教職員または学生に誹謗，中傷，風評を流布すること等により，人権を侵害したり不快にさせる言動，職務権限を不当に行使して就労上の不利益を与えたり，嫌がらせ等をする⁵⁷⁾ことを言う。

理由とする平成23年2月23日付戒告の懲戒処分（以下、「本件懲戒処分」）が懲戒権の濫用として無効であると主張して，Y₁大学に対し，本件懲戒処分の無効確認を求めた。またXは，本件懲戒処分はY₁大学及びY₃が共同して行ったものであるから，Y₁大学とY₃の共同不法行為が成立すると主張して，Y₁大学とY₃に対して，不法行為に基づく損害賠償請求として，慰謝料300万円及び遅延損害金の連帯支払いを求めた。

〈判決の結論〉一部却下，一部認容，一部棄却

裁判所は，Xの「被害学生Mへの『窃盗』扱いメール」，「インターネットホームページ上での『M－破門』掲載の2行為につき「教育者としての配慮を著しく欠く行為」であると判断した。また，研究室移転の業務命令を拒んだ点を理由とする戒告処分については懲戒規定適用の仕方が不適切で，権利濫用のため無効とされた。なお，裁判所の判断は，Xが受けた懲戒処分についてはその要件を満たさないとしたが，原告の精神的苦痛は「本件懲戒処分の無効が確認されることをもって慰謝されると解するのが相当である」として慰謝料請求に理由がないとした。

〈コメント〉

本件は，事実関係からするとXと社会人学生Mとの間の人間関係のこじれが背景にあると思われるが，それにしても，XがMの勤務先の「問い合わせフォーム」という，M以外の者が当然閲覧できることが明らかなるメールアドレスへ，Mの否定的評価を書き送ることやX自身のインターネットホームページ上に，Mの実名を挙げて「破門」という否定的評価を持つ文言を記載することなどはまさに常識から外れる行為であるとともに明らかにMの名譽を棄損する行為である（吉川・前掲注41）201頁）。

57) ただし，教育訓練の意味で職務上厳しい指導が行われることがあるが，

大学生の法的リスクマネジメント

以下、パワハラになり得る言動の例を示すこととする（表7）。

表7 パワハラになり得る言動の例

項目	具体例
① 身体または精神的な侵害	<ul style="list-style-type: none"> ・大勢の者がいるところで部下を罵倒したり、人格を攻撃すること ・業務の指導の範囲を超えて、相手の人格を傷つけ、人権を侵害するような言動を行うこと ・正当な理由なく、面談等直接的なコミュニケーションを拒否すること ・虚偽の噂を流したり、怪文書を配ること
② 良好な環境における就労の侵害	<ul style="list-style-type: none"> ・職務上必要な事項の連絡を行わないことなどによって特定の者を排除すること ・特定の者に不当に多くの仕事を与え、または特定の者のみ不当に少ない仕事を与えるなどの差別的取り扱いをすること ・正当な理由なく職務上の指導を一切しないこと ・正当な理由なく、休日出勤や残業を強要すること ・虚偽の書類の作成や、書類の改竄を指示すること ・明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事等の妨害など過大な要求をすること
③ 将来設計の妨害	<ul style="list-style-type: none"> ・不当な勤務評定を行うこと ・退職や転職を強要すること ・本人が希望しているにもかかわらず、退職を認めないこと

出所：「神戸学院大ハラスメント防止ガイドライン」（2017年1月1日改正）等をもとに作成（筆者一部修正）。<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/guidline>（2017年8月9日閲覧）。

（5）その他のハラスメント

その他のハラスメントとしては、性別の違いを理由に特定の役割を担わせたり、差別的扱いをするジェンダー・ハラスメント（gender har-

これは、このパワハラとは区別される必要がある。また、個々人の感じ方や微妙なニュアンスの違いもあって判断が難しいケースもある。しかし、教育訓練の名のもとに、感情的な言動や憂さ晴らしとしての言動は許されるべきではないし、主観的には教育訓練としての言動であったとしても、それが行き過ぎて本人の人格やライフスタイルなどを否定する結果となる可能性もある（早稲田大学ホームページ・前掲注43）参照）。

assment) や飲酒を強要するアルコール・ハラスメント (alcohol related harassment), ソーシャルメディアを通じて行われる嫌がらせや不利益を与えるソーシャルメディア・ハラスメント (social-media harassment) などが挙げられる。

以下, その他のハラスメントになり得る言動の例を示すこととする(表8)。

表8 その他のハラスメントになり得る言動の例

項目	具体例
ジェンダー・ハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の業務を一方の性にのみ押しつけること ・性別の違いを理由に, 就学上, 就労上の不利益を一方の性に与えること
アルコール・ハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・上下関係に基づいたり, 部の伝統と称するなどしてアルコールを飲まざるを得ない状況に追い込むこと ・場を盛り上げると称して, アルコールのイッキ飲みや早飲み競争を行わせること ・酔いつぶすことを意図して飲み会を行うこと ・コンパなどの席で, アルコールが飲めない者, 弱い者に飲酒を強要すること ・酒に酔ったうえでの暴言や暴力を振るうこと
ソーシャルメディア・ハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSで部下や後輩に対応や反応を求めたり, 強要したりすること ・大学行事に関係のないプライベートな内容のメッセージが指導教員個人のアカウントから何度も送られてくること ・ネット上に他者の個人情報や無断で公開することや名前を伏せた状態で大学の知人, 勤務先の同僚の悪口を書き込むなどで, 就学上, 就労上の不利益をもたらすこと ・実習先や勤務先などで非常識な行動を撮影し, SNSに投稿すること

出所:「神戸学院大ハラスメント防止ガイドライン」(2017年1月1日改正)等をもとに作成(筆者一部修正)。<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/guidline> (2017年8月9日閲覧)。

(6) ハラスメントによる被害の特徴

上記に示したように, ハラスメントには多様な形態が含まれるが, いずれも受け手に強い不快感を与えるものである。このため心身の不調が

生じ、学業、研究や職務の継続が困難になる場合も少なくない。これらの言動によって、被害者が深刻なダメージを受け、精神的なトラウマを持つに至ることもある。

2. ハラスメントの二次被害

ハラスメントの二次被害とは、直接的なハラスメントの被害から派生した周囲の人の対応によって、被害者が二次的に心の傷を受けることや相談、申立てがしずらくなる等の被害を言う。さらには、加害者の態度を許容していくことになり、ハラスメント自体を許容する雰囲気をつくってしまう。

ここで言う「ハラスメントの二次被害」とは、次のようなものが挙げられる(表9)。

3. ハラスメントのリスク対策

ハラスメントが減らない理由の一つは、加害者側と被害者側の意識のギャップや加害者側・被害者側双方のコミュニケーション不足にある。特に加害者側が、従前の古い意識から抜け出せずにいるために、無意識にハラスメントを行っている場合も少なくない。

ハラスメントを防止・根絶するために重要なのは、日頃からお互いの人格を尊重し合い、ハラスメントに関する言動の受け止め方には個人間、立場等によって差がありうることを認識することである。

ハラスメントに起因する問題が生じた場合における大学の構成員としての基本的な心構えとしては、まず、ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないことをまず認識することが大切である。次に、被害を深刻なものにしないことや他に被害者をつくらないこと、さらにはハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく就労上または修学上の適正な環境をつくるためには重要であるとの考えに立って、ハラスメントに対する行動をためらわな

表9 ハラスメントの二次被害を与え得る言動の例

項目	具体例
① 被害の原因を被害者に落ち度があるとしたり、被害者の性格に帰して責めること	・「あなたにもスキがあった」「あなたから誘ったのでは」などと発言する ・「あなたは神経質すぎる」「あなたは生真面目すぎる」などと発言する
② 被害の重みを被害者以外が判断し、矮小化すること	・「これくらい当たり前」「これくらい大したことない」などと発言する ・「あなたよりひどい人もいる」「もう忘れてしまったら」などと発言する
③ 加害者とされる者を一方的に擁護すること	・「あの人がそんなことをするとは思えない」、「男なんてそんなもんだよ」、「教育熱心なだけだよ」などと発言する
④ 被害者についての噂を流布したり、誹謗中傷をすること	・「個人的な恋愛感情のもつれらしい」などと憶測のうわさを流し、被害者を孤立させる ・加害者とされた者の「被害者は、うそつきだ」、「自分をはめようとしている」などと発言する
⑤ 相談、問題化することを非難すること	・「皆我慢しているのだから、我慢したほうがいいよ」、「なぜ今頃になって言い出すの」などと発言する
⑥ 相談、問題化することについて被害者を脅迫・威圧したり、報復行為をすること	・加害者とされた者が「セクハラをされたと誰かに口外したら将来はないよ」と被害者に対して言う ・相談、問題化したことを理由として、さらなる就学、就労上の不利益を与える

出所：「神戸学院大ハラスメント防止ガイドライン」（2017年1月1日改正）等をもとに作成（筆者一部修正）。<http://www.kobegakuin.ac.jp/~harasou/guidline>（2017年8月9日閲覧）。

いことが求められる。

また、ハラスメントの被害を受けたと思うときは、ハラスメントに対して毅然とした態度をとることが大切である。すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要になる。⁵⁸⁾ さらに、同僚や友人等身近な信頼できる人に相談することやハラスメント相談室を活用することが⁵⁹⁾

58) しかし、背景に上下関係、師弟関係等が存在する場合には直接相手に言いにくい場合が考えられるが、そうした場合には手紙等により自分の意思を相手に伝えるという方法もある（長崎大学「ハラスメント防止ガイドライン」。<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/life/advisement/check/guideline/>（2017年8月12日閲覧））。

59) ハラスメント相談室には、通常、ハラスメントに関する専門知識を持つ

大切である。

以上のとおり、ハラスメントを防止するためには、お互いの人格を尊重し合うとともに地位の上位者は下位者に対して、優越意識や支配意識を持ちやすいことを自覚することなどを含めて、ハラスメントはいけないう意識を強く持つことが重要である。

VII. メンタルヘルスのリスクと対策

1. メンタルヘルスの目的

メンタルヘルス (mental health) とは、医学的には「精神保健 (精神健康)⁶⁰⁾」、簡単に表すと文字通り「心の健康」ということになる。⁶¹⁾メンタルヘルスの目指すべき目的は、「人々の心の健康の増進および心の病気 (不健康) の予防, そしてそれらのための, よりよい社会・環境の創造 (改善)」ということになる。

精神的に健康であることは、社会コミュニティに貢献する事ができるような健康で幸福な状態であるとともに日常生活から来るストレス (stress) に上手に対処し、そして自分自身の様々な力をさらに発展させる能力とも関係している。

専門相談員が待機している。なお、相談するに当たっては、ハラスメントが発生した日時・内容等について記録することや第三者の証言を得ておくことが望まれる。

60) 「精神保健 (精神健康)」は、個人が持っている精神的な能力や特性を可能な限り進展させるための援助活動ということの意味している (國分康孝編『カウンセリング辞典』325頁 (誠信書房, 1994年))。

61) WHO (世界保健機関) の定義によると「メンタルヘルスとは、一人一人が彼または彼女自らの可能性を実現し、人生における普通のストレス (normal stresses of life) に対処でき、生産的にまた実り多く働くことができ、彼または彼女の共同体に貢献することができるという、十分に満たされた状態 (a state of well-being) であること」とされている。http://www.who.int/features/factfiles/mental_health/en/ (2017年8月20日閲覧)。

2. メンタルヘルスの不調

メンタルヘルスの不調例として、近年、家庭、職場、学校等、地域社会のあらゆる場面において、うつ病 (depression)、心身症 (psychosomatic disease)、神経症 (neuropathy)、睡眠障害 (sleep disorder)、摂食障害 (anorexia nervosa)、不登校 (school refusal syndrome) などが増加しており、ストレスマネジメント (stress management)⁶²⁾ やサポート体制づくりの重要性が高まっている。メンタルヘルスの不調を予防するためには、ストレスについて基礎知識を持ち、普段の学生生活で自分なりにストレスを解消する方法を考えておくことが重要である。

メンタルヘルスの不調が続いたり、日常生活に影響が出ているような場合は、専門医に相談することが必要であるが、いきなり病院にかかるのが不安なときは、まずは、学生相談室や各自自治体の精神保健福祉センターまたは保健所などに相談することである。

さらに、最近では、就職活動がうまくいかなかったり、いざ就職しても職場になじめなかったりという理由で「ひきこもり」になる者も少なくない。⁶³⁾ もし、ひきこもりの状態になった場合には、まずは、学生相談

62) ストレスマネジメント指導者協会によれば、ストレスマネジメントとは一言でいうと「ストレスと上手につきあっていく知恵」のことである。ストレスを恐れず、ストレスをエネルギー源として有効に活用し、私たちの健康促進や生産性の向上、そして、様々なりスクを軽減し回避しようとするマネジメント・プログラムである。<http://www.stressmanage.co.jp/guidance/> (2017年8月21日閲覧)。

なお、ストレスマネジメントは、医学や臨床心理学の専門的立場から患者の総合的なストレスケアを行うことであったが、ストレス社会ともいえる現代社会のニーズの広がりから、学校や職場でのメンタルヘルスの予防的、セルフケア的方法としてストレスマネジメント教育が広く実施されるようになってきた (日本産業カウンセリング学会監修・松原達哉他編集『産業カウンセリング辞典』244頁 (金子書房, 2008年))。

63) 大学生協のアンケート調査 (「学生生活実態調査報告書『CAMPUS LIFE DATA 2016』」) でも就職に不安を感じている者は全体の73.0%であり、就職ができるかという不安だけでなく、自分が仕事を続けられるかという不

室や近くの病院、保健所、ひきこもり地域支援センター⁶⁴⁾などに相談することである。

現在、わが国では、精神障害の発生を予防する試み、メンタルヘルスを促進する治療に関する研究、精神障害者の社会復帰促進への取り組み等が行われている。

3. 学生生活とストレス

大学生という時期は、身体的に大人としてかなり成熟し、生まれ育った家庭から距離をとり、自分なりの生き方を模索しつつ、社会的な自己を形作っていく時期と言える⁶⁵⁾。

大学生という年代の特徴として、ストレスとなる出来事が非常に多くある。入学前には受験という大きなストレス、大学進学の後には、家族と離れた単身生活、アルバイトやクラブ活動と学業との両立、就職や必要な資格試験に向けた準備などの逃れることのできないリスクが待ち受けており、また、高校時代までと比較すると、学年毎に大きく変わる講義や演習・実習、友人や先輩後輩の関係性などにも戸惑うことがあると

安や希望の職種につけるかという不安を感じている者も目立つ。http://www.univcoop.or.jp > HOME > (2017年8月21日閲覧)。

64) 厚生労働省では、2009年度から「ひきこもり対策推進事業」を創設し、ひきこもり対策の一層の充実に取り組んでいるとしているが、ひきこもり地域支援センターは、ひきこもりの状態にある本人や家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より適切な支援に結びつきやすくすることを目的としたものであり、本センターに配置される社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等ひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供するといった地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担うものである。ひきこもり地域支援センターは2018年4月1日現在、75の都道府県と政令指定都市（合計75か所）に設置されている。http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/（2018年4月30日閲覧）。

65) 平野学「精神的健康」前掲注9）71頁。

思われる。さらに、大学を卒業すると就職、結婚、出産、育児などのストレスとなり得るライフイベントに対応していかなければならない。

学生生活上起きてくる様々な問題やトラブルは、所属する学部や地域性等によっても異なるとはいえ、おおむね共通した傾向が見られる。こうした学生生活について、特に学年の進行に沿って心理的な課題が変化していく「学生生活サイクルの特徴」を表10に示すこととする。

表10 学生生活サイクルの特徴

	入学期	中間期	卒業期	大学院学生期
来談学生が語った主題	① 移行に伴う問題 ② 入学以前から抱えてきた問題	① 無気力、スランプ ② 生きがい ③ 対人関係をめぐる問題	① 卒業を前に未解決な問題に取り組む ② 卒業前の混乱	① 研究生生活への違和感 ② 能力への疑問 ③ 研究室での対人関係 ④ 指導教官との関係
学生の課題	① 学生生活への移行 ② 今までの生活からの分離 ③ 新しい生活の開始	① 学生生活の展開 ② 自分らしさの探求 ③ 中だるみ ④ 現実生活と内面の統合	① 学生生活の終了 ② 社会生活への移行 ③ 青年期後期の節目 ④ 現実生活の課題を通して内面を整理	① 研究者・技術者としての自己形成
心理学的特徴	① 自由の中での自己決定 ② 学生の側からの学生生活へのオリエンテーション ③ 高揚と落ち込み	① あいまいさの中での深まり ② 親密な横関係	① もうひとつの卒業論文 ② 将来への準備	① 職業人への移行 ② 自信と不安

出所：鶴田和美編『学生のための心理相談—大学カウンセラーからのメッセージ』4頁（培風館，2001年）をもとに作成（筆者一部修正）。

4. 巻き込まれやすいメンタルヘルスのリスクと対策

行動医学⁶⁶⁾の分野ではストレスがアルコールや薬物の乱用・依存、ギャ

ンブルなどへの依存や自他を害しかねない自傷行為、虐待やハラスメントなどの行動への指向を招く可能性が指摘⁶⁷⁾されている。

本項では、メンタルヘルスに関して大学生が巻き込まれやすい法的リスクの主なものとしてストーカーと薬物乱用について取り上げることとする。

66) 日本行動医学会 (JSBM) のホームページによれば、「行動医学とは、社会文化、心理社会、行動、生物医学に関する知識と技術を集積統合した学際的な学問であり、心身症、不安障害、気分障害、問題行動などに対する行動療法、認知行動療法、リラクゼーションなどによる介入などに適用されている。行動医学の研究領域も多岐にわたっており、基礎的な脳-身体相関の解明から、臨床診断と治療、さらには疾病予防や健康増進のための公衆衛生活動にまで広がっている。」<http://www.jsbm.jp/> (2017年8月20日閲覧)。

67) ただし、これらはいずれもストレス自体が直接的に原因したというより、ストレスに対して心身が過剰な適応など誤った適応を続けた結果、すなわち生体側のストレス対処法の問題点に由来している事が知られている。本来、ストレス自体は適度でさえあれば、むしろ心身の発達やストレスには不可避なものも多く、また善悪の両面がある。ストレス学説を唱えたカナダの生理学者、ハンス・セリエ (Selye, Hans) が、「ストレスは人生のスパイスであるということをよく話している」(“I have often said that stress is the spice of life”) と、雑誌 “*The Journal of Extension*” May/June, 1980, p. 6 で述べている (<http://www.joe.org/joe/1980may/80-3-a1.pdf>) ようにストレスといっても全てが有害なわけではなく、適度なストレスは心を引き締めて、仕事や勉強の能率を上げたり、心地よい興奮や緊張を与えてくれることがある。しかし、その興奮や緊張が度を超してしまうと心やからだに適応しきれなくなり (過剰適応)、心身にダメージを与える。ストレスと上手につきあうためには、自分に過剰なストレスがかかっていることに早く気づくこと、そして自分に合うストレス対処法を見つけて実践することが重要である (厚生労働省 中央労働災害防止協会「こころの気づきのヒント集」6頁)。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../101004-9.html> (2017年9月2日閲覧)。

(1) ストーカーと防止対策

1) ストーカー

昨今、TVや新聞等、メディアでしばしば見かけるものにストーカー(stalker)問題がある。ストーカー行為(stalking)とは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下、「ストーカー規制法」⁶⁸⁾)では、同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを言い、⁶⁹⁾罰則を設けている。例えば、別れ話がかもつれたり、一方的な思いを拒否された際に、相手の異性につきまとい、待ち伏せをしたり、無言電話を何回もかけたりすることで、脅迫や殺人に進展するような場合もある。

ストーカー規制法の対象となるのは、「つきまとい等」と「ストーカー行為」の2つである。同法2条1項では、特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して行う以下の8つの行為を「つきまとい等」と規定し、規制している。

- ① つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと(法2条1項1号)
- ② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと(法2条1項2号)

68) 2000年11月に施行された「ストーカー規制法」は、会員制交流サイト(SNS)でのつきまといを新たに規制対象に追加し、罰則を強化することを柱とした改正ストーカー規制法が2017年1月3日に施行された(一部施行)。さらに、改正ストーカー規制法は同年6月14日に全面施行され、警察はストーカーの加害者に警告することなく、禁止命令を出すことができることとした(法5条)。

69) ただし、この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等の2条1項1号から4号まで及び5号(電子メールの送信等に係る部分に限る。)に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われた場合に限る(法2条3項)。

- ③ 面会，交際その他の義務のないことを行うことを要求すること（法2条1項3号）
- ④ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること（法2条1項4号）
- ⑤ 電話をかけて何も告げず，又は拒まれたにもかかわらず，連続して，電話をかけ，ファクシミリ装置を用いて送信し，若しくは電子メールの送信等をする事（法2条1項5号）
- ⑥ 汚物，動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し，又はその知り得る状態に置くこと（法2条1項6号）
- ⑦ その名誉を害する事項を告げ，又はその知り得る状態に置くこと（法2条1項7号）
- ⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き，その性的羞恥心を害する文書，図画，電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き，又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと（法2条1項8号）

ストーカー規制法の対象については以上のとおりであるが⁷⁰⁾，最近では，ストーカー殺人未遂事件に対する判決も報道されている。

2) ストーカー防止対策

ストーカーは，もともと被害者と親しい関係だったことが多い。被害に遭わないための基本的な心構えは，時間をかけて，相手をよく知った上で付き合うことも必要である。SNSなどで簡単に相手のことを信用し，関係を深めるのは危険である。また，被害を拡大しないためには警察に相談するなどして，早めに対応を取ることが重要である。

警視庁は，ストーカー規制法の対象となる「ストーカー行為等」（「つきまとい等」と「ストーカー行為」）および防犯の心構えを挙げているので表11にその概要を示すこととした。

表11 ストーカー規制法の対象となるストーカー行為等と防止対策

ストーカー行為等	防止対策	関係条項
① つきまとい・待ち伏せ・押し掛け・うるつき	<ul style="list-style-type: none"> 一人でも悩まず、警察や信頼できる人に相談すること 携帯電話は、いつでも110番できるようにしておくこと 外出時は、防犯ブザーを携帯すること 万一の場合は、警察や近隣の人、コンビニエンスストア等へ助けを求めること 夜間の一人歩きはできるだけ避け、明るく人通りの多い道を歩くこと 帰宅時など不安なときは、家族に迎えに来てもらうか、タクシー等を利用すること ドアや窓には二重鍵とドアスコップを付け、ドアを開けるときは周囲に注意をすること 	2条1項1号
② 監視していると告げる行為	<ul style="list-style-type: none"> ドアや窓の鍵は頑丈なものを設置し、二重ロックにすること 自宅に、防犯カメラ、非常ベル、防犯センサー、テレビ付インターホンなどを取り付けること 出入りの時に周囲を確認すること 家にいるときでもきちんと戸締まりをすること 厚手のカーテン等により、部屋の内部が見えないようにすること ゴミを捨てる場合は、個人情報が記載されているものは除くか、裁断すること 	2条1項2号
③ 面会や交際の要求	<ul style="list-style-type: none"> しつこく面会や交際を迫られたらはっきりと拒否の姿勢を示すこと 警察や信頼できる人に相談すること 	2条1項3号
④ 乱暴な言動	<ul style="list-style-type: none"> 危険を感じたときは、防犯ブザーや携帯電話で助けを求めること 速やかに警察に相談すること 	2条1項4号
⑤ 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール・SNS等	<ul style="list-style-type: none"> 余分な会話はせず、相手に「電話をかけてこないで下さい。」「警察に訴えます。」など、毅然とした態度で拒絶の意志を伝えること 日時・内容等を記録・保存しておくこと（着信記録の保存、着信画面の写真撮影など） 電話会社に相談をすること（様々な対応策を教えてくれる） ナンバー・ディスプレイ機能付き電話を設置すること 電話番号・メールアドレスを変更すること SNSなどを利用する際は、個人情報の取扱いなどに十分注意をすること 	2条1項5号
⑥ 汚物などの送付	<ul style="list-style-type: none"> 汚物や動物の死体などを送り付け、いやがらせ行為をされたらすぐに警察に届け出ること 届いた時間と内容をメモすること 送り主の不明な届け物などは受け取りを拒否する。万一、受け取ってしまった場合でも開封せずに現物の写真を撮って警察に提出すること 	2条1項6号
⑦ 名誉を傷つける行為	<ul style="list-style-type: none"> メール送信された内容をプリントして警察へ届け出ること 	2条1項7号
⑧ 性的羞恥心の侵害	<ul style="list-style-type: none"> 住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報の管理に注意すること 送り付けられた物（内容）を持って警察へ相談すること 	2条1項8号

出所：ストーカー規制法 監視庁 - 東京都公式ホームページ（2017年7月25日更新）をもとに作成（筆者一部修正）。

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/higai/dv/kiseho.html>（2017年9月3日閲覧）。

(2) 薬物乱用と防止対策

1) 薬物乱用

薬物乱用 (drug abuse, substance abuse) とは、薬物を社会的規範から逸脱した目的や方法で使うことを言う。覚せい剤 (awakening drug)⁷¹⁾ や麻薬 (narcotic) などの違法薬物を使用することは、たとえ一回だけでも乱用になり、同時に犯罪になる。覚せい剤、大麻 (マリファナ⁷³⁾ (marijuana)、コカイン (cocaine)⁷⁴⁾、LSD⁷⁵⁾、マジックマッシュルーム

70) 例えば、東京都小金井市で2016年5月21日、芸能活動をしていた女子大学生を刃物で刺して殺害しようとしたとして、殺人未遂罪などに問われた男性に対する裁判員裁判で、東京地裁立川支部が2017年2月28日、懲役14年6月(求刑・懲役17年)を言い渡したケースがある(毎日新聞電子版「小金井ストーカー判決」2017年2月28日) <http://www.mainichi.jp/articles/20170228/k00/00e/040/207000c> (2017年9月2日閲覧)。

71) 日本学校保健会「薬物乱用防止教育」<http://www.hokenkai.or.jp/3/3-3/3-313/3-313-21.html> (2017年9月4日閲覧)。

72) 覚せい剤とは、覚せい剤取締法2条で指定された薬物の総称で、俗に「シャブ」や「S(エス)」「スピード」などと呼ばれる薬物である。神経を興奮させ、一時的に眠気や疲労感が取れたように感じさせるが、その後、激しい脱力感、疲労感、倦怠感に襲われる。依存性が特に強く、乱用を続けると神経に異常をきたし、幻覚や妄想などに襲われる。身体への影響も大きく、急性中毒により死に至ることもある(「知ろう、防ごう、薬物乱用」政府広報オンライン(オンライン広報通信2004年6月号))。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/.../ranyo.html> (2017年9月5日閲覧)。

73) 大麻とは、大麻草からできる薬物で、乾燥大麻(マリファナ)、大麻樹脂(ハシッシュ(hashish))などがある。視覚や聴覚などの感覚が過敏になり、気分が高揚し興奮状態になるなど、感情が不安定になりやすい。意識障害などの中毒性精神病になったり、なにもやる気が起きない「無動機症候群」と呼ばれる状態になることもある。さらに、生殖機能などに影響をきたし、不妊、流産、染色体の異常などを引き起こすこともある(「知ろう、防ごう、薬物乱用」前掲注72))。

74) コカインとは、南米に自生するコカの木の葉から抽出・精製される。米国での乱用薬物の中心である。陶酔感、多幸感をもたらすが、慢性使用するとコカイン精神病を引き起こす。猜疑心が強まり、閃光を見たり、常同

(magic mushroom)⁷⁶⁾, MDMA⁷⁷⁾は使用, 所持, 売買を法律により規制している。薬物乱用の関係法令は, 表12のとおりである。

また, シンナー (thinner) などの有機溶剤や各種ガスは, それぞれの用途のために販売されているもので, これらを吸引することは目的の逸脱になり, 薬物乱用となる。

さらに, 睡眠薬, 鎮痛剤などの医薬品を服用する場合に, 1回に飲む量が指示されているにもかかわらず多量に服用するなど自己判断で飲むこと, また医薬品を「遊び」目的で使うことなども, 目的や方法の逸脱であり, これらも薬物乱用となる。

行動を繰り返し最終的には幻覚妄想状態に陥る (厚生労働省「麻薬取締官」ウェブサイト)

<http://www.ncd.mhlw.go.jp/drag03.html> (2017年9月5日閲覧)。

75) LSD (リゼルグ酸ジエチルアミド (lysergic acid diethylamide)) とは, 非常に強烈な作用を有する半合成の幻覚剤である。一般に LSD は感覚や感情, 記憶, 時間が拡張, 変化する体験を引き起こす。日本では1970年に麻薬に指定された (厚生労働省「脱法ドラッグ対策のあり方に関する検討会」2005年11月25日)。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/11/s1125-21.html> (2017年9月5日閲覧)。

76) マジックマッシュルームとは, 麻薬成分であるサイロシン, サイロシピンを含有するキノコ類の俗称である。見た目はただのキノコであるが, 使用すると一時的に悪寒や吐き気を催し, 次第に瞳孔が散大し, 幻覚・幻聴などが顕著になる。時間や空間の認識が困難になり, 体の震えや目眩などの症状がある (厚生労働省「麻薬取締官」ウェブサイト) <http://www.ncd.mhlw.go.jp/drag06.html> (2017年9月5日閲覧)。

77) MDMA (メチレンジオキシメタンフェタミン (methylenedioxy-methamphetamine)) とは, 化学薬品から合成された錠剤型の麻薬で, 「エクスタシー」「バツ (×, 罰)」「タマ」などとも呼ばれている。MDMA を使うと幻覚, 幻聴, 精神錯乱, 脳や神経の破壊, 心臓や肝臓の機能不全, 睡眠障害などになる (厚生労働省・(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター「MDMA・大麻・違法ドラッグ乱用防止啓発読本」)。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/.../other/mdma.html> (2017年9月5日閲覧)。

表12 薬物乱用の関係法令

薬物名	規制法律名	罰則	
		所持・譲渡（非営利目的）	乱用
覚せい剤	覚せい剤取締法	10年以下の懲役	10年以下の懲役
大麻	大麻取締法	5年以下の懲役	5年以下の懲役
コカイン	麻薬及び向精神薬取締法	7年以下の懲役	7年以下の懲役
MDMA	麻薬及び向精神薬取締法	7年以下の懲役	7年以下の懲役
ヘロイン	麻薬及び向精神薬取締法	10年以下の懲役	10年以下の懲役
あへん	あへん法	7年以下の懲役	7年以下の懲役
シンナー等	毒物及び劇物取締法	1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は併科	1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は併科

薬物の乱用を繰り返すと、薬物依存（drug dependence）という状態に陥る。薬物依存という状態は、薬物の乱用の繰り返しの結果として生じた脳の慢性的な異常状態であり、その薬物の使用を止めようと思っても、⁷⁸⁾ 渴望を自己コントロールできずに薬物を乱用してしまう状態のことである。

薬物乱用の弊害は、必ず周囲の人々をも巻き込み、社会にも深刻な影響を与える。薬物取引の背後には、国内外の犯罪組織がかかわっていることが多い。薬物に手を出すことは、犯罪に加担していることにもつながる。また、薬物を入手するために、万引き、恐喝、窃盗、売春などの犯罪を引き起こすことがある。

78) 薬物依存には精神依存（psychic dependence）と身体依存（physical dependence）がある。精神依存とはその薬物を使用せずにはいられなくなった精神状態であり、身体依存とはその薬物を中止すると離脱症状（禁断症状）がおきる状態である。薬物の中止をしてから長期間たったのちに、使用時と同じ幻覚妄想を経験することをフラッシュバック現象（flashback phenomenon）という。重要なことは、依存は純粹に医学的問題だけではなく、反社会的行為を伴うことが珍しくないということである。また、薬物依存は医学的概念であるが、薬物乱用は社会学的概念である（日本産業カウンセリング学会監修・松原他編集・前掲注62）371頁）。

さらに、薬物による精神影響が殺傷事件、放火事件の原因にもなっており、薬物の乱用は、個人の健康影響ばかりでなく家庭や社会にも様々な悪影響を及ぼす。

薬物乱用の家族・社会への悪影響をまとめると表13のとおりである。

表13 薬物乱用の家族・社会への悪影響

悪影響の種類	具体例
① 犯罪	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物を入手するための恐喝事件や窃盗事件 ・密売や乱用者の勧誘 ・薬物乱用に基づく凶悪な犯罪
② 家族の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の心身への負担 ・家族機能の障害 ・家庭内暴力 ・家族崩壊
③ 健康の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・性格の変化 ・精神障害 ・身体的障害
④ 学生生活の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・学業怠慢 ・学則に基づく処分 ・他の学生への薬物乱用の拡がり ・社会的制裁
⑤ 職業および経済問題	<ul style="list-style-type: none"> ・怠業、失業などの職業生活の破綻 ・金銭問題の頻発と経済生活の破綻
⑥ 対人関係の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブルの頻発 ・友人・知人の喪失 ・孤立 ・薬物乱用仲間の形成
⑦ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団の資金源となり、健全な社会を阻害

出所：文部科学省「大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレットについて」（2017年3月21日）http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm（2017年9月6日閲覧）および日本学校保健会「薬物乱用防止教育」<http://www.hokenkai.or.jp/3/3-3/3-313/3-313-21.html>（2017年9月12日閲覧）をもとに作成（筆者一部修正）。

2) 薬物乱用防止対策

薬物乱用者の多くは、好奇心から軽い気持ちで薬物乱用を始めている。高校生までの生活に比べて、自由に、そして行動できる範囲も広がる大学生では、薬物乱用の誘発要因が重複・増強⁷⁹⁾すると考えられる。また、

情報源として、仲間、雑誌、口コミやインターネットなどから薬物乱用に関する間違っただけあるいは不正確な情報が流れることにより、薬物乱用の害は軽い、すぐやめられると誤解している者が多いことが薬物乱用の背景として挙げられる。

さらに、薬物乱用の広がり理由として、①薬物乱用の危険性に対する認識が薄れていること、②使用方法が注射から吸引へと薬物乱用への抵抗感が低くなっていること、③薬物の入手が容易になっていることなどが挙げられる。

したがって、薬物乱用を防止するための第一歩は、薬物についての正しい知識を持ち、その恐ろしさを十分に知ることである。

もし、薬物依存症や中毒になってしまった場合には、専門的な治療を長期間にわたって受けながら徐々に治していかなければならないが、家族や友人など周囲に与える影響は計り知れないほど大きいものになってしまう。そのためにも、薬物問題が深刻な問題であることを十分認識するとともに、誘われてもはっきり断る勇気を持つことが大事である。

また、薬物乱用の危険性は、身近にあるので自分には関係ないと思わないことが大事である。決して手を出さない自制心を持つことと甘い言葉に乗せられないことが重要である。

さらに、もし、自分の周りに薬物乱用している人がいれば、自分たちだけで悩まずに、できるだけ早く、最寄りの都道府県の薬務主管課⁸⁰⁾や地

79) 吉本佐雅子「大学生における大麻乱用の現状と予防対策」43頁『大学と学生』(日本学生支援機構、2010年9月) http://www.jasso.go.jp/gakusei/archive/.../daigaku559_08.pdf (2017年9月12日閲覧)。

80) 例えば、兵庫県健康福祉部 健康局 薬務課では、医薬品の品質、有効性及び安全性確保対策を行うとともに、毒物劇物の危害発生防止対策に取り組んでいる。また、献血、さい帯血移植、骨髄バンク事業の推進に努めるとともに、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用防止対策及び温泉保護対策を行っている。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/org/yakumu/index.html> (2017年9月14日閲覧)。

方厚生局麻薬取締部に連絡することが大事である。例えば、麻薬取締部では麻薬・覚せい剤相談電話を設置して、経験豊富な担当者が悩みを抱えている者の相談に乗ってくれるので、連絡し、相談することが薬物乱用の被害を拡大させないことにつながると考えられるからである。

VIII. おわりに

大学生時代にはその学年ごとに様々な課題があり、対人関係の場面から本稿で取り上げた悪徳商法、カルト勧誘、ネットトラブル、セクハラ、ストーカー、薬物乱用など、いろいろと巻き込まれやすいリスクもある。

リスク対策として、例えば、悪徳商法やカルト勧誘などに対しては被害者にならないようにすることは当然であるが、友人を勧誘するなど加害者になるリスクもあることにも注意すべきである。

また、ネットトラブルに対しては自分の個人情報漏えいするなど、自分が被害者になるリスクだけではなく、不注意な書き込みによって、自分が加害者になるリスクについても十分に意識することが重要である。

さらに、ハラスメントに対しては、大学内だけでなく、例えば、大学内の人間関係がそのまま持続する歓送迎会、ゼミナール仲間の酒席等の場において、ハラスメントを行うことについても同様に注意する必要がある。

現在、10歳代から20歳代にかけてストーカーの被害者や加害者が増えている。被害者とならないように、相手に生活・行動パターンを把握されないようにすることや SNS で知り合った相手に、安易に個人情報を提供しないようにすることが必要であるとともに、逆の立場も考え、加害者にならないように注意することも重要である。例えば、ネット上に相手の個人情報やプライベートな写真を勝手に載せることやいかなる理由があっても暴力を振るうことは決して許されないということを理解する必要がある。

また、薬物乱用防止のためには、薬物についての正しい知識を習得す

大学生の法的リスクマネジメント

ることはもちろん、自分自身を守るために、誘惑の手口を知ることは非常に重要である。薬物は、巧妙な誘い文句で、好奇心や心の隙をついてくるからである。

最後に、大学ではハラスメントに関する相談に対応するため相談員およびカウンセラーを配置しているので、自分自身が被害に遭った時、周りで被害に遭っている友人を見かけた時やハラスメント等について質問や意見がある時などは、相談員、カウンセラー等を活用することも重要である。

主要参考文献（注記で引用したものを除く）

- 池上知子＝遠藤由美『グラフィック社会心理学 第2版』（サイエンス社，2008年）
- 池上知子『格差と序列の心理学—平等主義のパラドクス—』（ミネルヴァ書房，2102年）
- 小嶋外弘『価格の心理』（ダイヤモンド社，1986年）心理学研究会編『大学生活をゆたかにする心理学—心の科学への招待—』（福村出版，2013年）
- 野村忍『情報化時代のストレスマネジメント』（日本評論社，2006年）
- 三浦麻子＝森尾博昭＝川浦康至編著『インターネット心理学のフロンティア—個人・集団・社会』（誠信書房，2009年）
- 山岸俊男『信頼の構造—こころと社会の進化ゲーム』（東京大学出版会，1998年）
- 山本晴義＝小西善朗『メンタルヘルス・マネジメント』（PHP 研究所，2002年）
- Cunningham, J. B., *The Stress Management Sourcebook*, Lowell House, 2000
- Joinson A. N., *Understanding the Psychology of Internet Behaviour—Virtual Words, Real Lives*, Palgrave Macmillan Ltd., 2003（三浦麻子＝畦地真太郎＝田中敦訳『インターネットにおける行動と心理—バーチャルと現実のはざま—』（北大路書房，2004年））